

Title	針金工業町アルテナ：その発生史的研究
Sub Title	Altena : Ein Drahtindustrie-Städtchen des Sauerlandes : die genetische untersuchung
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.627(113)- 667(153)
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0113
Abstract	
Notes	高村象平教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上のことを考えると、「分散」は本来の「潰れ」とは性格が異なり、必ず消滅してしまうものとはいえないことがわかる。とくに農業経営そのものの破綻というより、商業上の破産である場合、むしろ破産宣告によって負債を「済切り」にし、再起するための一つ的手段として「分散」を行なったのではないかと考えられるのである。すなわち、「潰れ」は村落共同体という枠内での農業経営存続についての社会的処理であったのに対し、「分散」は村落共同体の枠をこえたところで、個人としての財産処分を行なって再起を図るための経済行為であると云うことができよう。

(神戸女学院大学家政学部助教授)

針金工業町アルテナ

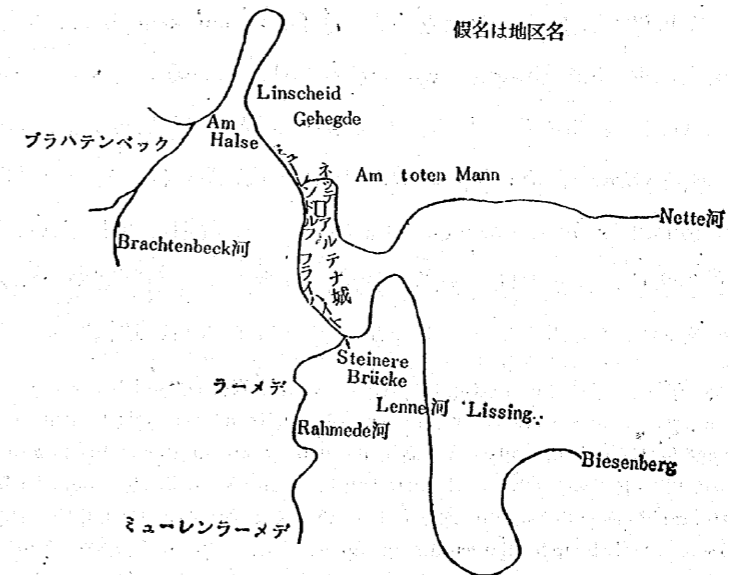
—その発生史的研究—

寺 尾 誠

第1章 文献史料に投影された都市化の過程

ルール河の支流レンネを合流点から約 20 キロ上流に遡ると、険しい峡谷がくねり、幾つかの分流に分れるその中心点にアルテナ城とアルテナの町がある。城は岩山クルーゼンベルクの尾根の突端にそそり立ち、町はこの岩山の両端深く流れるレンネ河及びその分流ネッテ河に沿って細長く入り組んだ町並をみせている(図1)。1965年現在人口 23746 人しか擁さぬこの小都市は、約 600 年以前(注1)の 1367 年 12 月 20 日に都市的な定住地としての特権を得て、フライハイト Freiheit となった。(注2)

図1 アルテナ城周辺図(河川および地名)



注(1) Landkreis Altena/Westfalen; Land und Leute; Daten und Zahlen, 1965, S. 5.

(2) この時の特許状は以下の書物に公刊されている。Karl Vorländer, Bilder aus Altenas Vorzeit, 1871, SS. 50~53; Josef Lappe, Die Freiheit Altena, Beiträge zur Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark, Bd. 37, 1929, S. 285f.; Hermann Flebbe (Bearbeiter), Quellen und Urkunden zur Geschichte der Stadt Altena (Westf.), Bd. 1, 1967, Nr. 24, SS. 38-40; Stadtarchiv Altena, Urkunden-Regesten, bearbeitet von Jürgen Sydow, 1962, Nr. 1, S. 3.

フライハイトとは法制上の自治権を何等かの程度で与えられた都市と農村の中間集落に対する呼称で、西ドイツから北西ドイツにかけてみられ、強いて訳せば、解放集落^(注3)とも表現されよう。アルテナ市民はこの「自由と権利」vryheyd ind rechtを、「彼等が我等が祖先と我等に対し尽せし特別の功績の故に」umb sunderlyken dynst, den sy unser vurvaren ind uns hebbet gedan, ……マルク伯爵エンゲルベルト三世から与えられたのであった。その自由は、「ブランケンシュタインのハーゲン(城外の森林地域)とヴェッタアにおいて与えられたのと同じ自由」sodan vryheyd, alz to Blankenstein in me hagen ind to Wetter ys geghevenであり、「その自由の及ぶべき範囲は、アルテナに家々が建っている限り、つまり我等のアルテナ城の周辺四方で、その内部では今後自由である」de vryheyd sal alz verre ryken, as de hus to Althena getymmerd stan, op allen syden umme unse borch to Althena ind darin bynnen vry ummermere. という(第1条)。アルテナ市民に与えられた諸権利は、独自の下級裁判権(第2条)とこのために「彼等が自らの中から裁判官1人を選任しうる権利」dat recht, dat sy under sych mogen kesen in[d] setten einen rychter(第9条)、「土地、家具、武具または道具」erve, gerade eder herwedeの世襲相続権(第4、第5、第6、第7条)、「彼等の赴くところどこでも我等の領土内においては彼等及びその全ての財貨は関税自由でありうる権利」dat recht, dat sy in[d] alle er guyd solen in alle unsen landen, war sy komen, toilvry wesen(第3条)、それに放牧権(第8条)であった。これに対し果すべき義務としては唯一つ、「また我等のアルテナ市民は橋の為に手助けをせねばならず、彼等がこれまでにしてきたように、このため必要とされるものを提供し、負担せねばならない」Oec solen unse burgere to Althena tho der bruggen helpen heven, boren ind dragen, wes m[en] d[ar]to behovet, alz sy herto hebt gedanという規定(第10条)が見出されるのみである。しかもその場合石工や大工 de steinwurter ind tymmerludeや物資の運搬 voreのために賄いの費用や賃金がかかれば、それは「我等と我等の子孫の負担で」van unsen ind unser erven wegenつまり伯爵家の負担で支出されるという。

これらの諸権利のうち注目されるのは、土地の世襲保有権と下級裁判官の選任権及び関税免除の特権であろう。第1のものはヴェストファーレン地方における新しい地縁団体としての都市の成立

注(3) 都市と農村の中間的存在である、この種の都市的定住については、Werner Spieß, Das Marktprivileg, Die Entwicklung von Marktprivileg und Marktrecht insbesondere auf Grund der Kaiserurkunden, 1916, S. 93ff.; Walther Gerlach, Über den Marktflecken- und Stadtbegriff im späteren Mittelalter und in neuerer Zeit. in: Festschrift für G. Seeliger, 1920, SS. 144—155; Otto Kielmeier, Dorfbefreiung auf deutschem Sprachgebiet, Diss. Bonn, 1931; Heing Stob, Kartographische Möglichkeit zur Darstellung der Stadtentstehung in Mitteleuropa, besonders zwischen 1450—1800, in: Historische Raumordnung, Bd. 1, 1956, S. 21ff.; 同著者の Minderstädte, Formen der Stadtentstehung im Spätmittelalter, in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 46, 1959, S. 1ff. に概括的な研究がある。それらによれば、Freiheit 以外に地域により、Weichbild, Tal, Markt, Flecken等の称号が与えられている(Freiheitについては、Ibid., SS. 6—10.)。シュトープは、これらの中間的存在の定住を半都市 Minderstädte という範疇で一括することを主張したが、準農村的な Flecken だけをそこからはずした。これに対し、ハーゼは「半都市」概念の有効性を認めつつも、シュトープのようにこれを余り計画的な中世都市に近い存在としてとらえることに疑問を呈する。そして、むしろ、Fleckenも含めた複雑な構成分子から成る中間存在と把握した方がよいという。Carl Haase, Die Entstehung der Westfälischen Städte, 2. Aufl. 1964, S. 5, 9, 258.

と密接不可分の関係にあるといわれる世襲賃租保有権の実質を持つものとみうる。因みに、ブランケンシュタインの特許状には賃租地 tyngsuet と表現されている^(注4)。さて、第2の裁判官選任権の方は、マルク伯領内でも珍しく、フレッペによれば、18世紀にこの権利を有した都市は、ホルデ Hörde だけで、他の都市では下級裁判は市長及び市参事会が行い、独立した裁判官としては、領邦君主任命の上級裁判官がいるだけ^(注5)であった。第3の領邦内関税免除の規定もアルテナだけの特権^(注6)であつたらしく、17世紀にもなおしばしばアルテナはこの特権の有効性を主張している^(注7)。フォルメルによれば、この特権は旺盛な経済活動を背景に展開される地方的市場を強化すべく領邦君主が中世都市に対して与えたもの^(注8)だという。アルテナの場合にも、アルテナ住民の旺盛な経済活動が、この特権賦与の前提にあると考えてよいであろう。

以上の3点から、我々は、アルテナが都市化の端初においてすでに、極めて独自かつ強力な法制上の地縁団体であったこと、また地方市場或はそれを越える市場関係に参与する程の旺盛な経済活動が少くとも形成されつつあったことを知るのである。尤も、後の点についてはまだ推定の域をこえないが、アルテナの特権状の中にも、かかる推定を裏付ける表現が無いわけではない。というのは、特権賦与の対象としての市民もしくは住民についてアルテナの場合、かなり詳細の記述がみられるのである。まず第1に先に引用した伯爵家に代々尽してきた市民があげられる。第10条で橋の修復工事への義務を過去にも果してきたとされているのも、この第1の型の市民に違いない。そして、特許状の結びの部分の冒頭に次のように述べられているのも、この種の市民といえよう。

「凡て以上に記された諸権利と自由を我等のアルテナ市民は犯されることなく、常に享受、利用しうるものとする; ……」Alle dysser vors[creven] rechte ind vryheyd solen unse burgere to Althena unverbrokelyken ummermere geneten ind bruken, ……

ところが、この文章に続いて記された次の規定は、以上の市民層とは異なる住民をもアルテナの

注(4) ヴェストファーレンでは一般にこの権利を Weichbildrecht とよぶ。これについては、Friedrich Philippi, Zur Verfassungsgeschichte der westfälischen Bischofsstädte, 1894, SS. 18—51; Karl Kroeschell, Weichbild, Untersuchungen zur Struktur und Entstehung der mittelalterlichen Stadtgemeinde in Westfalen, 1960, SS. 38—58, 113—128を参照せよ。

ブランケンシュタインについては、Alt-Blankenstein, Ein Heimat- und Festbuch, 1926—27, S. 63ff. Urkunden-Anhang, Nr. 12. SS. 22—24; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, a. a. o., Nr. 22, SS. 32—36.

(5) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, ibid., S. 8.

(6) E. Dösseler, Süderländische Geschichtsquellen und Forschungen, Bd. 3, 1958, Nr. 32, S. 15, Nr. 34, S. 16. Nr. 32.の方は、1682年10月17日付で、ハム市の当局がアルテナの関税免除の特権を侵したことに對し、クレエフェの領邦君主がその特権を守るべきことを、ハム市に命じた。Nr. 34の方も、1697年11月27日付で、リュネン市との同様の紛争の調停で、アルテナの旧来の特権を守るよう指示しているもの。なお、1626年から1627年にかけて、リュネンで6台の車輦が差し押えられたが、これには、北独向けの針金や釘が積まれていたという。

(7) Giesela Vollmer, Die Stadtentstehung am unteren Niederrhein, Eine Untersuchung zum Privileg der Rooser Kaufleute von 1142, 1952, SS. 10—19, 104—112; J. Lappe, a. a. O., S. 102; Luise von Winterfeld, Das westfälische Hansequartier, in: Der Raum Westfalen II/1, 1955, S. 281ff.

(8) 「また、我等のアルテナ市民は橋の為に手助けをせねばならず、彼等がこれまでしてきたように、このために必要とされるものを提供し、負担せねばならない。」Oec solen unse burgere to Altena tho der bruggen helpen heven, boren ind dragen, was m[en] d[ar]to behovet, alz sy herto hebt gedan.

自由と特権の対象にしていることを示している。

「それはまた以下の人々全てにも適用される、すなわち、それはフライハイトの中に彼等(第1の型の市民)と共に住む者で、市民もしくは住民たる者か、彼等(第1の型の市民が)市民もしくは住民とみなし、みとめようと欲する者である」ind alle degene, de myd en bynnen der vryheyd won-achtych syn, de burgere ind bure syn inde de sy vorstan ind vorhalden wyllen vur er burgere und bure.

文面からは明らかに、第1の型の市民に対し、市民または住民と呼ばれる第2の型の住民がアルテナに当時居住していたことが判る。この複雑な住民構成の内容的検討は追々することにして、ここで注目しておきたいのは、第1、第2の型のいずれについても現に住む者という表現が用いられ、僅かに第2の型について将来やってくるだろう人々への言及があるだけであることである。この点例えば、ブランケンシュタインの特許状には、「現にフライハイトに居るもの、また今後そこへやってきたいと欲する市民」den burgeren, de nu in der vryheit synt off ummermeir tokomen moigen, とあるだけで、アルテナほどに現に居住する者についての詳細の表現は見当らない。これと同様のことはヴェッタアにもいえるのである。他方、アルテナの特許状の先例となったこれら2つのフライハイトにおいては、「古来の自由が昔からそうであったその限りにおける、ブランケンシュタインのハーゲン内部での全き自由」eine gantze vryheit bynnen dem haegen to Blankenstein also vere ind also wyde, als die alde vryheit van aldes gewesen hett,……「古来の自由」eine alde vryheit (ヴェッタア)と表現されており、少なくとも法的にはアルテナよりも先に都市的特権が与えられていた可能性が強い。^(注11)

そうだとすると、アルテナとヴェッタア、ブランケンシュタインの間には、特許状賦与の時期やフライハイトという都市的定住としての法的承認やその文書上の形式において共通するものがあるとはいうものの、集落形成、特にその原動力たる住民運動の活発さという点で大きな違いが存在するように思われる。アルテナの方は都市化の端初において旺盛な住民活動が自生的に展開されつつあり、法制上の特権はこの経験的事実を追認し、都市化の方向にさらに拍車をかけるのが1367年の特権賦与の意義であったとすると、ヴェッタア、ブランケンシュタインの場合には、当時すでに都市的定住の法的資格は得ていたものの、住民活動の方は余り振わず、領邦君主が積極的に住民誘致を意図して都市的特権の再確認を行ったのではないか？このように考えれば、アルテナの発生史についてかつて行われたラッペとフォン・ヴィンタアフェルトの間の論争に対しても新しい解明の光が投げかけられる。^(注12)以下、両者の論争やこれまでの研究史の争点をふまえて、文書上遺されたア

注(9) Alt-Blankenstein..., Urkunden-Anhang, S. 22; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altona, Nr. 22, S. 32.

(10) Rudolf Buschmann, Wotter a. d. Ruhr, 1901, S. 139, 142.

(11) Alt-Blankenstein..., U.-Anhang, S. 22; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altona, Nr. 22, S. 32; R. Buschmann, a. a. O., S. 139, 142.

(12) J. Lappe, Die Freiheit Altona の巻末に, Luise von Winterfeld, Wann ist die Freiheit Altona entstanden?

ルテナの前史を紹介しよう。

1000年及び1108年頃 城砦建造の伝承があるものの、史料的には確認されない。この伝説によれば、国王から所領を与えられた兄弟の貴族がアルテナに城を建造したが、この兄弟と敵対関係にあったアルンスベルク伯は、自己の所領に余りにも近い all te nae = allzu nahe として攻撃した。そして、これがアルテナ Altena の呼称の起りだといわれる。^(注13)

1122年 ルール河畔のカッペンベルク修道院建設文書の中にアルテナ伯アードルフ Adolphus comes de Altena の名が登場する。この文書が原資料ではなく、1178年以降の写しであった為に、この文書から1122年当時すでにアルテナ城が存在したと推定することにはホェムベルク等による異論があったが、グルントマン等の最近の研究でその史料的价值が確認され、アルテナ城の存在も推定されるに到った。^(注14)

1161年 ケルン大司教ライナルト・フォン・ダッセルの知行付文書にアルテナ伯エーベルハルト graf Everhardus de Alzena が証人として記載されている。なお、このエーベルハルト I 世は恒常的にアルテナ伯と呼ばれており、城の存在は明白である。^(注15)ホェムベルクは1122年の文書は偽書だとして、アルテナ城建造を1161年前後とする。^(注16)

1188年 ケルン大司教のフィリップ(1190年の写本にはそれ以前の大司教ライナルトとなっている)がアルテナ城 castro Althena を1220マルクの巨額で買い取り、知行地として貸し出す。ホェ

と題するラッペへの反論が載り、これに対してさらに, Lappe, Entgegnung (反批判), そして L. V. Winterfeld, Schlußwort (結語) という形で論争が展開された。

注(13) Levoid von Northof, Die Chronik der Grafen von der Mark, übersetzt von H. Flebbe, Geschichtsschreiber der deutschen Vorzeit, Bd. 99, 1955, S. 58; Johann Diederich von Steinen, Westfälische Geschichte, Bd. 1, 1755, S. 91; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altona, Nr. 1 u. Nr. 2, S. 17. なおフォン・ノルトホーフの報ずる所では、この兄弟は、ライン右岸ベルク地方にもアルテンベルク城を所有していたが、後にこの場所に、兄のアードルフがントー派の修道院を建設したという。これには、残酷な殺戮の経験から過歴の旅に出、南仏モリモン・のントー派修道僧となった弟のエーベルハルトの影響があるという。L. v. Northof, a. a. O., S. 65. この報道はアルテンベルク側でも確認される。Hans Mosler, Altenberg, 1959, S. 7f.

(14) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altona, Nr. 3, S. 17; Albert K. Hömberg, Geschichte der Comitite des Werler Grafenhauses, in: Westfälische Zeitschrift, Bd. 100, 1950, S. 38, 42, 79f. Herb. Grundmann, Der Cappenberg Barbarosakopf und die Anfänge des Stifts Cappenberg, in: Münstersche Forschungen, Bd. 12, 1959, S. 108; H. Flebbe, Die früheste urkundliche Erwähnung Altonas in der Gründungsurkunde des Klosters Cappenberg, in: Der Märker, Heimblatt für den Bereich der ehm. Grafschaft Mark, 9. Jg. Heft 2, 1960. 城の前史に関して, Paul Rump, Alter und Name Altonas, Ein Beitrag zu seiner Geschichte, in: Der Märker, 16 Jg. Heft 10, 1967, S. 181. の報ずるところによれば避難城塞 Flieburg, Wallburg の存在を推定せしめる良質の粘土(材料)や城壁の一部、そして人骨や壺等が、1755年のアルテナ城改造に際し発見されたという。K. Mummthay, Stein- und Erddenkmäler des Süderlandes, 1888, S. 25; A. K uemmel, Geschichte des Kreises Altona, einschließlich des Gebietes des jetzigen Stadtkreises Lüdenscheid, 1911, S. 26.

(15) Ferdinand Schmidt, Der Ursprung des Hauses Altona, in: Süderland, Heimatblatt für den südlichen Teil der Grafschaft Mark, hrsg. von F. Schmidt, 4 Jg., 1926, S. 165f.; P. Rump, a. a. O., S. 179.

(16) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altona, S. 18.

(17) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 9f., 80; Th. Igen, Die ältesten Grafen von Berg und deren Abkömmlinge, die Grafen von Altona, in: Zeitschrift des bergischen Geschichtsvereins, Bd. 45, 1952, SS. 14-62.

ムベルクの解釈では、取引は上級領主権に限られ、実際にはアルテナ伯爵家に知行地として与えられていたという。^(注18) 事実、1200年の文書も、両者の知行関係を証明してくれる。^(注19) なおここでは前大司教フィリップの支出額は400マルクとされる。^(注20)

1219年以來 度々伯爵家の家臣 nobiles, dominus, castellani, bōrghman, borchman, Ritter ^(注21) が登場してくる。

1249年 マルク伯エンゲルベルト I 世(その父アードルフ I 世以来居城がアルテナからマルクへと移動し、以後マルク伯と改名)が、兄オットーに与えた所領に、アルテナとブランケンシュタインの城及び「それに属する特権と領地」cum quibusdam aliis iurisdictionibus et bonis がある。なおこれはレフォルト・フォン・ノルトホーフの年代記(1358年)の報道で、これを材料として書かれた後の時代のクレエフエ年代記(15世紀)の中で、cum villis adjacentibus と書き換えられたこと^(注22)から、ラッペとヴィンタアフェルトの論争が起った。ラッペの方は、アルテナの都市化を13世紀前半とするフィリップに同意し、かかる主張の裏付として、「アルテナ城とそれに属する村(フライハイト)」という解釈を提出する。^(注23) これに対し、フォン・ヴィンタアフェルトはアルテナの都市化の出発点はあくまで1367年の特権賦与だとし、「城とそれに属する村または領地」という解釈が妥当で、村の意味もせいぜい「荘園団体」Hofverband でしかないという。^(注24) この論争に関する限り、フォン・ノルトホーフの年代記にあるのが、cum quibusdam aliis iurisdictionibus et bonis という表現であるのだから、^(注25) ヴィンタアフェルトの方に凱歌があがったのである。^(注26)

注(18) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. Ur. 5, S. 18f.

(19) Ibid., Nr. 6, S. 19.

(20) Ibid., Nr. 6, S. 19. なお同じ時期に取引された他の城は、リップシュタットとマルクがそれぞれ300マルク、ハッペンとイゼンブルクがそれぞれ200マルク、アルンスベルクに至っては、僅か150マルクの価値しか付けられなかったという。F. Schmidt, Die Grafen von Altena, ihre Vorfahren und Nachkommen, in: Burg Altena, 1924, S. 2: A. K. Hömberg, a. a. O., S. 79.

(21) Th. J. Lacomblet, Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, Bd. 2 1840—58 版の再版 1960, Nr. 81, S. 45, Nr. 254, S. 130, Nr. 352, S. 185f., Nr. 438, S. 238, Nr. 487, S. 272f.; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 8, S. 20, Nr. 9, S. 20f., Nr. 12, S. 22, Nr. 14, S. 23, Nr. 20, S. 30f., Nr. 21, S. 31f., J. D. v. Steinen, a. a. O., Bd. 3, 1755, S. 1435.

(22) L. v. Northof, a. a. O., S. 87.

(23) Die Klevische chronik, in: J. S. Seiberts, Quellen der westfälischen Geschichte, Bd. 2, 213; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 10, S. 21.

(24) J. Lappe, a. a. O., S. 7, 397. ラッペは本文(S. 7)においては villa を村と訳しているが、フォン・ヴィンタアフェルトへの反批判において villa は oppidum (小都市のためのラテン語の呼称)と同義ともとれる以上、フライハイトと訳すことも出来るという。

(25) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 383f. 彼女は1243年の財産分割の文書に、アルテナ城と城内家臣だけふれられ、フライハイトがないことも指摘している。

(26) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 10, S. 21. なおフレッペがあげたラコンブレ公記録集の記載にしても「良き想い出の主たる我が父、かつてのマルク伯がケルン教会より、明らかな知行の形により保有せしと知られたる領地の全て」bona omnia, qu(ae) pater noster bone memorie quondam comes de Marcha ab ecclesia colonien(sis) et ipso feudi titulo noscitur tenuisse, としかない。従って、この年の記録は単純に「城とその所領」の意味にとらるべきである。Urk. f. die Geschichte des Niederrheins, Nr. 352, S. 185f.

1275年頃 アルテナの主任司祭職は、ギーゼルヘル・フォン・アルテナ Giselher von Altena なる騎士の死者ミサを毎年復活祭後の第1日曜日に義務づけられていた。この義務の履行のために、ヴェルドール近辺のイェッテリンクセンの農地から年々3シリンクが寄付されていた。シュミットはこの寄付行為はギーゼルヘルの死の直後と推定し、そこからアルテナの教区教会 Pfarrkirche の存在は1275年からの4半世紀に確認できるとしている。^(注27)

1317年 皇帝ルートヴィヒ・デア・バイエルがマルク伯エンゲルベルト II 世からアルテナ近辺にある若干の王領地 bona imperii sita prope Altena を没収した。フロムマンはアルテナ城のある山はカロリンク王朝(784年から804年)の王領地 bona imperii の一部であり、後の直領地ドロコゼル、フスベルク、シュトルテル、ベルクフェルトがこれに所属していたとしている。^(注28)

1318年 マルク伯エンゲルベルト II 世のカッペンベルク修道院向け寄進の証人中に、「アルテナの主任司祭ヨハネス」Johanne plebano in Altena とあり、教区教会の存在が確認できる。^(注29) フォン・ヴィンタアフェルトはこれより少し以前1310年頃のケルン大司教区の財産評価簿 Liber Valoris の中にアルテナの教会があげられていないことから、アルテナの教区教会の成立は1310年以降1318年までの間だとし、先のシュミットの見解と対立する。^(注30)

1341年4月2日付 フォン・ノルトホーフの遺言状にはアルテナの教会 ecclesia in Altena に対する様々の寄付が指示されているが、^(注31) その中には伯爵家やその家臣と共に、「彼処に葬られしか、なお葬られん全ての人……を記憶せん為に」pro commemoracione……ommium ibidem sepulorum et eorum, quos ibi sepeliri confinget とあり、さらに「慈善の為に」という指示がある。それによると前者の為の共通の追憶の日には、「アルテナの教会自身もしくは教会の庭にて」in ipsa ecclesia vel cimiterio Altena 貧民にパンを与えるべしとある。その他、このアルテナ教会には、主任司祭 rector または presbyter loci の他に教会の堂守 custos ecclesie や執事 provisor が居り、

注(27) F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena bis zur Errichtung des Eisendrahtstapels 1744, Beiträge zur Geschichte und Heimatkunde des märkischen Süderlandes, Bd. 2, 1949, S. 13 が Altästes Lagerbuch der lutherischen Pfarrgemeinde in Altena から引用。

(28) A. Kuemmel, a. a. O., S. 26; P. D. Frommann, Aus der Geschichte des Landes zwischen Lenne und Volmo, in: Das Herz des Märkischen Sauerlandes, Ein Buch über den Landkreis Altena, 2. Aufl., 1963, S. 45; Th. J. Lacomblet, a. a. O., Bd. 3, Nr. 157, S. 116f., C. Haase, a. a. O., S. 154.

(29) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 15, S. 23f.; Luth. Lagerbuch von 1626, Druck in: Süderland, 17 Jg. 1939, S. 13.

(30) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 385; A. K. Hömberg, Kirchliche und weltliche Landesorganisation des südlichen Westfalen, Geschichtliche Arbeiten zur westfälischen Landesforschung, Bd. 10, S. 43. ホムベルクもフォン・ヴィンタアフェルトと同意見である。

(31) この遺言状のラテン語原文と独訳文を対照したものは、Der Märker, 2 Jg. 1953, Heft 2, S. 169f.; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 18, SS. 24ff. に、いずれもフレッペの手で戴せられている。その他、独訳はフレッペ訳の Die Chronik der Grafen von der Mark の巻末(S. 93ff.)にもある。

なお、フォン・ノルトホーフが特に名指しているのは、マルク伯エーベルハルト II 世(1277~1308年)、同エンゲルベルト II 世(1308~1328年)及び13世紀末より、14世紀初頭(1308年まで)にかけてアルテナの代官であった騎士ルートゲル・フォン・アルテナ Rutger von Altena 夫妻である。

最後のものは城内家臣の提案で任命されるものという。^(註32)

1355年 1654年に上級裁判官 Hochgraf の裁判介入に対し、アルテナの市長及び市参事は町立文書館の管理も任かされている町役場の書記官に町の特権に関する史料の提出を求めた。その中に、1367年の特許状と共に、1355年8月8日付の裁判特権の確認書がある。それによれば、伯爵エンゲルベルト三世はアルテナの市民に「古くからの慣習同様の自治体裁判を保証しよう」 ihr Buyrgerichte wahren wollen, wie die alte gewohnheit sei とある。これを引き合いに出したラッペとの論争でフォン・ヴィンタアフェルトは、只の一度しか引用されず、しかも史料の基礎の現存せぬこの特権は信頼しえぬものとして却下している。但しこの論争に当り彼女に多くの示唆を与えたというアルテナ城公文書館のシュミットは、ラッペに拠ってこれを事実として受けとっている。^(註35)

なお、後年1456年にクレエフェ公兼マルク伯ヨハン一世のザウアーラントの都市特権の確認状 Confirmationes privilegiorum oppidorum in Suderlande の中に他都市と並びアルテナの項がある。^(註36) 「我等アルテナの我がフライハイトの中にある我等の愛する市民に彼等の諸権利、自由並びに特権を確認してきたが、それらは昔我等の祖先マルク伯のアドルフ及びエンゲルベルト、また我等の祖先クレエフェ及びマルク伯のアドルフ、そして我等の敬愛する君主にして父なるクレエフェ公及びマルク伯のアドルフ公閣下によって有難きことには彼等(市民)に賦与されたものである〜」 dat wy onsen lieven burgeren bynnen onser vryheit tot Altena alle oere rechten, vryheiden ind privilegien, die oen vurtыз van onsen aldervadern greven Adolph ind greven Engelbrecht van der Marcke ind onsen aldervader greven Adolph van Cleve ind van der Marcke ind van den hoigebaeren fursten onsen lieven heren ind vader hertougen Adolph van Cleve ind greven van der Marcke, den Got allen barmhertich sy, gegeven ind verleent synt, ……この中に出てくる君主はマルク伯アドルフ二世(1328—1347年)その息子マルク伯エンゲルベルト三世(1347—1391年)、クレエフェ及びマルク伯アドルフ一世(マルク伯としては1391—1394年)、そしてヨハンの父のクレエフェ公並びにマルク伯のアドルフ二世(マルク伯としては1394—1448年)であるから、フレッペのいうように、これがアルテナの特権最古の確認である。但し、1367年以前の凡そ半世紀の間にどのような特権が賦与されたのかは不明である。

注(32) Der Märker, ibid., S. 169ff.; Quellen……, ibid., S. 25f., 28. なお、フォン・ノルトホーフが慈善の強化を指示していることも、定住地アルテナの発展を間接的に物語っている。

(33) J. Lappe, a. a. O., S. 179. この確認書の末尾には「以上の諸条項以外にも我等は、上記市民に、その古来の権利及び凡ゆる慣習を、以前彼等の父祖が、そして彼等自身が今後守って行くような形で、保証したい」 Wir wollen auch unsere vorgenannten Bürger außer allen diesen Stücken und Punkten bei ihrem alten Rechte und bei allen ihren Gewohnheiten behalten, als wie ihre Eltern vorher und sie nachher hergebracht haben とある。

(34) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 387, 399.

(35) F. Schmidt, a. a. O., S. 24.

(36) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena Nr. 140, S. 122f; Stadtarchiv Altena, Urk. Regesten, Nr. 2, S. 3.

1367年 アルテナにフライハイトの自由と特権が賦与された。これをめぐり、ラッペとフォン・ヴィンタアフェルトの論争がさらに続く。一方のラッペは、1250(49)年、1355(1654)年の文書を根拠に、アルテナの中心部分(フライハイト地区と称する)の都市化が13世紀前半に起ったとする。そして、1367年にはその後発展したムーレンドルフ地区とネッテ地区と古くからのフライハイト地区が全体として都市的な特権を賦与されたのであるから、それは都市化の発展の端初ではなく、結末だという(図1)。^(註37)

これに対して1243年、1310年の文書を根拠に、フォン・ヴィンタアフェルトは、アルテナにおける集落形成がかなり遅く、1367年の特権賦与を契機に都市化していったという。彼女は、すでに開始された都市化を想定せしめるヴェッタア及びブランケンシュタインの特許状の語調が、アルテナの特許状にはみられぬことから、この結論が正当だという。そして、ヴェッタアの特許状にある「ヴェッタアの城壁内部における完全な自由」 eine gantze vryheit binnen des muren tho Wetter というフライハイトの地域限定から、これら3つのフライハイトとも城内自由(特権) Burgfreiheit に基いて発生したのであり、城はフライハイトの一部をなしているという。だからアルテナの場合も、フライハイトの範囲は当初「アルテナに家が建っている限り、つまり我等のアルテナ城の凡ゆる斜面及び城内部」であったと解釈する。そして、斜面といった場合はレンネ河右岸、つまり城の南側のゆるやかな斜面だけが実際には含意されていたので、ここに発生した最古の定住地が1367年にフライハイトとなったのである。それは、城内家臣と市民の共同の定住地であった。その後1382年から1393年にかけて、レンネ河に分流ネッテが合流する地点のムーレンドルフ地区がフライハイトに包摂され、さらに16世紀までの間にネッテ河畔の工業集落が非常にルーズな形でフライハイトに参加することになったという。^(註38)

なお、特許状と共に同じ1367年付で、アルテナの裁判区域の確定が行われている。^(註39) すなわち「彼等(アルテナ市民)は、彼等の望む者を逮捕または差押を自らの裁判によって行いうるが、それはフライハイトの内部、具体的にいえば橋からリンシャイダア・ベック及びアム・ハルゼまでとする、但し、彼ら(伯爵家)もしくは彼等の役人が彼等に安全を保証した場合はその限りではない(図1)。」 dat sy muegen bekummeren ind besetten mit erem gericht, wem sy willen, bynnen irer vryheit mit namen van der bruggen an bis an die Lynscher Beick ind an den Halß, mit alsoedanen underscheit, winte dat wy en vurwerden geven ader unse amptman ヴィンタアフェルトは、これについても、ラッペと異り、ここで問題となっているのはフライハイトそのものではなく、フライハイトの裁判(逮捕)権の有効範囲だけであるという立場をとる。従って、フラ^(註40)

注(37) J. Lappe, a. a. O., S. 7f., 179, 394—399; F. Schmidt, a. a. O., S. 25.

(38) L. v. Winterfeld, a. a. O., SS. 381—393, 399—400. ついては第3章141頁及び注(3)(4)(5)を参照せよ。

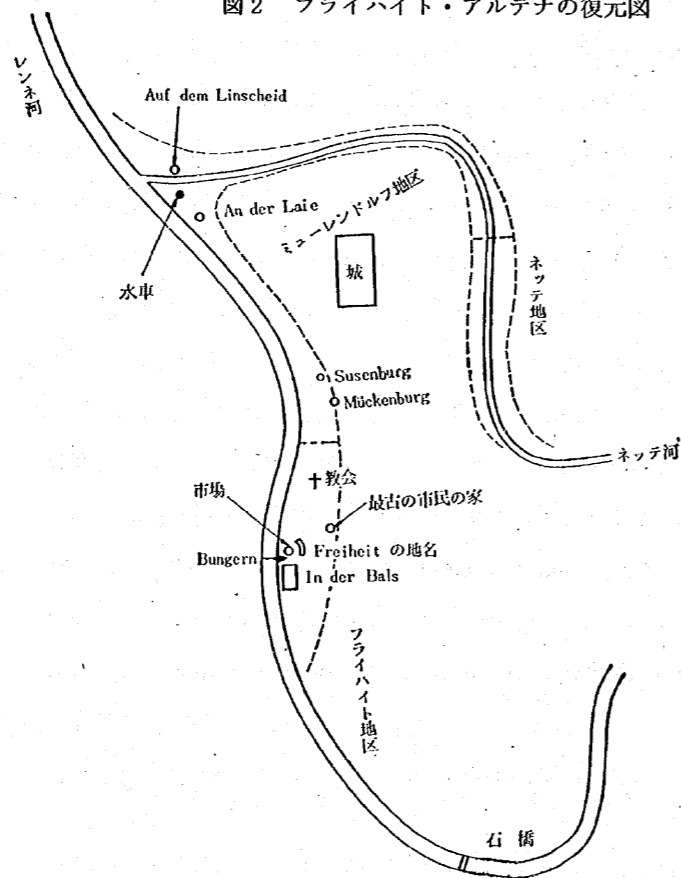
(39) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 25, S. 41.

(40) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 392f.

イハイトは、狭義のフライハイト地区だけだということになる。

さて、以上の文書上確めうる限りの前史では、アルテナにおける集落形成の画期が1318年以降の教区教会の史料面への登場であることは明らかである。特にフォン・ノルトホーフの遺言状から、特権賦与に20数年先き立つ時期には、教会そのものも、集落も、相互の存在とすでになっていたことが判る。従って、14世紀の第1・4半世紀の後半以来、アルテナの集落が目ざましい膨脹を遂げつつあったと結論できよう。^(注41) 1456年の特権確認状からみて、この集落に1367年以前にすでに何等かの特権が与えられていた可能性もありうるが、それは必ずしもフライハイトのそれであるとは限らず、むしろその前段階の特権であったと考える方が無理がない。この点でラッペのフライハイト説は採用し難い。但し、逆にヴィンタアフェルトが都市的定住としての法制的な確認以前に、都市的な住民活動がアルテナに全く無かったというのも一面的な観察のように思われる。両者の論争の種となった1355年の慣習的な住民自治体裁判 *Buyrgerichte* の確認も、都市化に先行する特権として看做せば、ありえないことではないのである。^(注42)

図2 フライハイト・アルテナの復元図



注(41) F. Schmidt, a. a. O., S. 13f.; K. Kroeschell, a. a. O., S. 69, 90, 193ff.

(42) K. Kroeschell, *ibid.*, S. 59ff., 83 ff.; Franz Philippi, *Zur Verfassungsgeschichte der westfälischen Städte*, 1894, S.

では、教区教会成立以前についてはどのような推定が許されるだろうか？ 我々はすでに13世紀初頭以来城内家臣がアルテナに居住していたことを知っている。但しこれは文書上の確認であり、シュミットは地名学的考察から12世紀にすでにアルテナ城下レンネ右岸の数ヶ所に領主や騎士達の居住地を推定している(図2)。中でも今日リンデン通りとフライハイト通りの接する辺りにイン・デア・バルス *in der Bals* という地名が存在したが、これは *in der Pals = in der Pfalz* の意味で、この *Pfalz* はアルテナ伯やその家族が平時に居住していた館のことであったという。^(注43) なお、フライハイトとムーレンドルフの境界のナルス通りにはズーゼンブルク *Susenburg* という地名がかつて存在していたが、これはトメエ通りのミュッケンブルク *Mückenburg* と共に騎士の屋敷地であったという。^(注44) そして領主の館に隣接しての中間に旧地名でフライハイト *Freiheit* とかマルクト *Markt* (市場) と名付けられる場所が存在したが、フォアレンダアによればこの周辺に最初の住民の住家が建てられたのだという。^(注45) 我々は1310年代の教区教会の成立以前に騎士の館と共にフライハイト地区に或る程度の住民が存在したと推定出来るかもしれない。このことは1418年以前にもアルテナにおける教会活動が活発となっていたであろうこと(ノルトホーフの遺言状)からもうかがえる。^(注46)

以上2つの画期が、1367年以前の集落形成について考えられるが、それは1世紀足らずの間の事であって、アルテナがかなり急ピッチに都市化していったことは間違いがない。この現象がどうして発生したのかを究明する為には、アルテナの歴史と共に古い鉄工業の歴史に今や眼を向けなくてはならない。というのも、この時期に先き立ってすでに13世紀の前半に伯爵家の居城はアルテナからマルクへ移っており、急速な都市化を城下町の故だとすることは出来ないからである。^(注47) 従って、どうしてもこの町の生業であった鉄工業の方の変化が視野に入れられなくてはならないのである。

53ff. いずれもヴェストファーレンの都市が複数の住民自治体 *Burschaft* の融合の結果都市化したとしているが、クロエシュェルの方はこの自治体の裁判権はなお同一領主に属する住民の属人的なものであり、都市の裁判権の地縁性と対立するという。

注(43) F. Schmidt, *Alte Flurnamen in und bei Altena*, in: *Süderland*, 2 Jg. 1924, S. 23; 同筆者の *Freiheitstraße 34*, in: *Süderland*, 14 Jg. 1936, S. 177; P. Rump, *Hausnummern und Straßennamen Altenas im vorigen Jahrhundert*, in: *Märker*, 13 Jg. 1964, Heft 7, S. 151.

(44) F. Schmidt, *Das Büchlein von der Burg Altena*, 1949, S. 12f. P. Rump, *ibid.*, S. 153. この他ブンゲルン通り *Bungernstraße* の脇に今日もあるホルツブリック家の館 *Burg Holtzbrinck* にも同様の推定が行われている。Stadt-führer, *Stadt Altena, die Berg- und Burgstadt Altena im Sauerland*, S. 1; K. Vorländer, a. a. O., S. 47. その他フォアレンダアは、ムーレンドルフ地区にアルテナ代官ルトゲル・フォン・アルテナの屋敷が(Auf dem Linscheid)、またライテ家 *Herr von d. Lyte* の屋敷も今日の *An der Laie* にあったという。

(45) K. Vorländer, a. a. O., S. 47f.; P. Rump, *ibid.*, S. 151. フォアレンダアによると、アルテナにおける最初の市民住家はマルクト近くの *Am・ローテン・ベルグ* *Am rothen Berge* にあった漁師の家である。そしてこの種の最古の住家は厚く固い石壁をもつといわれる。

(46) *Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena*, Nr. 18, S. 25, 28. なお本章注(31)にあるようにフォン・ノルトホーフは1308年まで在職したアルテナ代官やエーベルト伯(1277—1308年)、エンゲルベルト伯(1308—1308年)のための特別のミサを指示している。

(47) F. Schmidt, *Das Drahtgewerbe in Altena*, S. 13; 同筆者の *Das Büchlein von der Burg Altena*, S. 18, 25.

第2章 都市化の前提としての鉄工業

さて、地理的にいうとアルテナは、西部ザウアーラントにある。ドイツ中部山岳地帯Mittelgebirgeの西部に当るエッペ山脈と、その北方にあるラインの支流ルール河の間の地方が、それである。歴史的にはマルク伯領に属した当地方は、「穀物や牧畜の豊かさでもって必需品を充たした 験しがなく、大多数の住民はむしろ逆に骨の折れる手仕事で鉄製品を造り、これを販売して日々の糧を得なくてはならない。そして1日、2日、もしくは3日も旅してライン地方またはヘルヴェーク地方(ルール河流域の農業地帯)のゾースト、ヴェルル、ウンナ等から、ビールや食パン用の穀物を高値で仕入れ、運ばなくてはならない。寒冷で、地味の良くないこの地方の土地では、大麦の実りも香しくない^(注1)のである。特にレンネ峡谷にあるアルテナでは、「自然の地勢が不毛であることが、この町が貧しい証拠であり、そこで耕地や牧草地や牧草地を持ったり、森林、原野、または放牧地の権利を有することも全くなく、穀物や牧畜で生計を立てることは愚か、いささかの貯えをなすことさえ出来ない。さらにまたこの町は高い山々に囲まれ、閉ざされ、隔絶した状態にあり、従って国道とか商業がここに或る程度の生計資料をもたらしてくれることもない。それとは逆にここでは住民全てが鉄及び鋼鉄の針金製造という辛苦と難渋に満ちた手工業で暮しを立てて行かざるをえず、彼等は自分の住居の場所しか所有していない^(注2)」のである。

さて、都市的定住としてのアルテナ600年の歴史が、以上のような生業条件に決定的に依存し、針金工業町アルテナの名を高からしめてきたのだとすると、前章で推定したような都市化に先立つ住民活動の方はどうであったか？

我々は、ここでも文献史料の乏しさという限界に突き当たるのであるが、シュミット、フォン・ヴ

注(1) 1623年に領邦君主に提出されたザウアーラント地方の諸都市の請願書の一部。折から勃発した30年戦争の舞台となったため、軍隊の宿営その他の負担が過重となったことから、提出されたもの、J. Lappe, a. a. O., S. 15. この地方の自然条件と経済活動の関連については、Karl-Ernst Stamm, Die Täler von Lenne, Volme und Ennepe als Lebensräume, 2. Aufl., 1964. また当地方と他地方とりわけ北方のヘルヴェーク地方との間の社会的分業や商品交換については、E. Dössler, Die Wirtschaft der Grafschaft Mark unter Brandenburg-Preußen, 1609-1806, in: Altenaer Beiträge. Arbeiten zur Geschichte und Heimatkunde der ehemaligen Grafschaft Mark, Bd. 1, 1961, SS. 11-77. 特にヘルヴェーク地方からザウアーラント地方への穀物の移入に関しては、SS. 51-56. なお、シュタム及びドゥッセラアの著作は、拙稿「『地域的経済圏』の比較的研究——ライン・ヴェストファーレン地方史研究の動向——」, 土地制度史学第40号において紹介してある。なお、ドゥッセラアの方は、その他、Süderländische Geschichtsquellen und Forschungen, Bd. 1 (1954), Bd. 2 (1955), Bd. 3 (1958), Bd. 4/1 (1967), Bd. 4/2 (1968) という史料集を刊行しつつあり、この中の第3巻(1958) Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte der südlichen Mark vor 1806 が我々の問題にとって数多くの興味深い材料を提供してくれる。なお穀物取引については、Friedrich Lampp, Die Getreidehandelspolitik in d. ehemaligen Grafschaft Mark während des 18. Jhdts., Münstersche Beiträge zur Geschichtsforschung, 40, 1912を参照せよ。

(2) 1623年にアルテナ市が領邦君主に提出した請願書の一部、上記のものと同様、戦争の被害が動機で書かれた。J. Lappe, ibid., S. 14. なおラッペは同書の9頁から18頁までに、「フライハイト・アルテナの貧しさ」と題して、自然条件からくる経済活動の1面性を描写している。なお、F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena..., S. 7 f. や K.-E. Stamm の上記の書物を参照。

ィンタアフェルト、フレッペ、ドゥッセラア等の地方史家は以下のような遠隔地商業関係の記録から、この地方における鉄工業の早期存在を推定してきた。

1200年頃 アルテナ伯のアーノルトとその息子エーベルハルトはそれまで暫らくブレエメン市民と争ってきたヴェレンツォなる男のことにつき和解することになったが、「ケルン市民のヘルマン・フォン・ムンメルスロホ」Herimanni de Munbernesloch, civis Coloniensis その他の友人が特にこの和解を請願したとある。この結果、伯爵家はブレエメン市民に「我等の全領地内の往復」eundi et redeundi per totam terram nostram の護送を許可したのである。^(注3)シュミットによれば、このケルン市民の出身地は、アルテナ西方約6キロにあるダール近辺のムンメルスホールMummersshohl であり、この市民が故郷の鉄製品の取引をブレエメン市民と行っていたのではないかと推定している。^(注4)

1270年頃 キールにハルトゲル・フォン・アルテナ Hartger von Altena なる者が、住宅の所有者であり、且つ代官であった。シュミットによれば、その資産や名譽は、鉄や針金の販売活動によって得たものだろうという。^(注5)

1280年頃 同じくキールに、ヨハネス・フォン・アルテナの死亡の記録がある。^(注6)

1302年 ボルメルン・ヴォルガスト公がボムメルンへの入口にあるアングラム Anklam 市のために定めた関税定率に、「1樽のオゼムント鉄につき4ブフエニヒ、100パウンドの鉄につき4ブフエニヒ」Pro vase osemundi 4 pf. Pro centenariis ferri 4 pf. とある。フレッペはこの鉄をザウアーラント地方の製品としているが、この記載だけではザウアーラント製かどうかは不明である。^(注7)

注(3) Süderland, 4 Jg., 1926, S. 24; 6 Jg. 1928, S. 17 にシュミットが紹介し、さらに Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 7, S. 19 f. にフレッペが公刊しているアルテナ伯最古の公記録。

(4) F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena..., S. 8; また同じ著者の Das Osemund-Gewerbe in Süderland bis zur Gründung des Altenaer Eisendrahtstapel (1744), Beiträge z. Geschichte und Heimatkunde des märkischen Süderlandes, Bd. 3, 1949, S. 5 f., 41; P. Rump, Zeittafel zur Geschichte der Drahtindustrie im Raume Altena, in: Das Herz des Märkischen Sauerlandes, S. 123 f.; R. Assmann, Die ältesten schriftlichen Zeugnisse über die Herstellung von Eisen und dessen Handel im Süderland, insbesondere im Lüdenscheider Raum, in: Der Märker, 18 Jg. 1969, Heft 5, S. 69.

なお、マイスタア、フョイそしてリュウゼブリックは史料の出所を明らかにせずに、1252年にブリュッヘ(ブリュージュ)近辺の関税帳にヴェストファーレンから鉄が輸入されていることが記載されているとし、これをアルテナ近くの都市リュウデンシャイト製だとしている。Aloys Meister, Handel, Gewerbe, Industrie und Bergwesen bis zum Beginn des 19 Jhdts., in: Festschrift zum Gedächtnis der 300 jährigen Vereinigung mit Brandenburg-Preußen, 1909, hrsg. von A. Meister, S. 423; 同じ著者の Die Anfänge der Eisenindustrie in der Grafschaft Mark, in: Beiträge z. Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark, Bd. 17, 1909, S. 125; Ernst Vöye, Die Industrie im südlichen Teile der Grafschaft Mark, in: Festschrift..., S. 466; 同じ著者の Geschichte der Industrie im märkischen Sauerland, Bd. 2, 1910, S. 37; W. Lüsebrink, Die Osemundindustrie, Diss., 1919, S. 9.

(5) F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena..., S. 16.

(6) Ibid., S. 16.

(7) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 13/2, S. 23; A. Meister, Die Anfänge der Eisenindustrie..., S. 133, Anm. 1.

1317年 この年付で遺言状を作成したケルンの鉄商フォン・レフェレは、アルテナの東南約 27 キロのアッテンドルン出身で、バルト海方面への遠隔地商業で名を成した人であるが、フォン・ヴィンタアフェルトはザウアーラント地方の鉄を輸出していたと推定している。^(注8)

なおこの「ケルンの鉄」Kölnisches Eisen はドルトムント、ウンナ、ゾースト等アルテナ地方より北方のハンザ都市を経てケルンにもたらされることも多かったのであるが、直接の輸出活動もあったようである。^(注9)

1320年 ゾースト市は、イギリスのサザンプトン市に苦情を送り、没収された鋼と鉄34樽の返還を求めた。そのうち30樽はゾースト市民フノルト・フォン・リュエデンシャイトとその継子達のもので、この商品は小型の船舶で送る途中を奪われたものだという。^(注10) マスタア、フォイ、その他の研究者は、この商人家族をアルテナ隣の都市リュエデンシャイト出身とし、そこからこの地方一帯の鉄工業とそれに伴う鉄商業の証拠としている。^(注11)

1358年 バイエレン公のアルブレヒトはエノーやホラントの摂政として、エノー公及びホラント公及び自己の名において、ドルトレヒトに有利になるような関税の政策を打ち出す。その中に「1樽のオゼムント鉄は3ホラント・プフェニヒ。樽で運ばれる1000パウンドの鉄は3ホラント・プフェニヒ。……1樽の鋼6ホラント・プフェニヒ。」Item van elken vate oesemonts drie penn- inghe Hollans. Item van elken dusent pont yzers, dat men brenekt in stucken, drie p. H.…… Item van elken vate staels zes p.H. とある。^(注12)

1360年 フラウンデレン伯兼ブラバント公のルートヴィヒ・フォン・マーレII世が、フラウンデレンにおけるドイツ商人の商取引のために設けた仲買人手数料 Maklergebühr を規定する。すなわち「銅、棒鉄または鉄それぞれ100ハンドレッド・ウェイト (パウンド) につき英貨1ペニイ。1樽のオゼムント鉄は半グロート。……Item van copre, van tene ende ysere van elken hondert eenen d. sterlinges. Item van elken vate osemundes eenen halven groten.……」^(注13)

注(8) L. v. Winterfeld, Handel, Kapital und Patriziat in Köln bis 1400, Lübeck, 1925, S. 55 ここで E. Dösseler, Der Handel und Verkehr Westfalens mit Köln zur Hansezeit, in: Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins, 18 Jg. 1936, S. 6. から引用。

(9) E. Dösseler, *ibid.*, SS. 6-9; L. v. Winterfeld, Das Westfälische Hansequartier, S. 281 f, 297, 307, 345 f.; J. Lappe, a. a. O., S. 100 f.

(10) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 13/1, S. 22.

(11) A. Meister, Handel, Gewerbe... S. 421; E. Voye, Die Industrie..., S. 465, W. Lüsebrink, a. a. O., S. 12. なおザウアーラントはこの記録の真偽は不明だとするもの、近來の新しい研究成果(後出)から矢張り、これを当地方の鉄とみてよいだろうと主張している。Sauerländer, Geschichte der Stadt Lüdenscheid, 1965, S. 66.

なお1326年にネーデルラント地方の史料(関税帳)にザウアーラント製のオゼムント鉄が記載されていたと、マスタア、フォイ等が主張しているが、確証はない。A. Meister, a. a. O., S. 424; E. Voye, Geschichte der Industrie im märkischen Sauerland, Bd. 2, Kreis Altena, 1910, S. 16; A. Meister, Die Anfänge..., S. 125.; Karl Knappmann, Das Eisen- und Stahldrahtgewerbe in Altena bis zur Einführung der Gewerbefreiheit, Ein Beitrag zur Vorgeschichte der Kartelle, Münster. Diss. 1907, S. 4. なお P. Rump. Zeittafel..., S. 123 では 1326 年の代りに 1302 年としてある。

(12) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 13/3, S. 23.

ところで、当地方の鉄工業そのものについての文書史料は 14 世紀末になって漸く証言を聞かせてくれる。

1394年 マルク伯のディートリヒは、イザローン市民のヨハン・シュルテンと譲渡契約を結び、彼の所有するキルヒ・フォルテの水車場 Mühle をシュルテンの持つヴェスタア・フォルテの伸線場 Rolle と交換することにした。^(注14) 同じ年、マルク伯は別のイザローン市民ベルトルト・フォア・デア・ポルテンと契約を結び、町の下にある石切場 Steinmühle を与え、その代り、もっと上につくる新しい作業場 Mühle のために流れを良くするべく、ベルトルトの水路を取り除くこととした。この水路は「昔よりいつも彼の伸線場へつながっていたもの」wie die von alters her auf seine Rolle zu gehen pflegte であった。

ところで当地方では、この Rolle という用語は、同じ水車でも針金製造(伸線)のための水車の意味でしか用いられず、他の様々の水力作業場 Wassertriebwerk が Mühle という言葉で表現せられていた。^(注16) シュミットは、後の文書に「昔より」von alters とあるのは、この用語の区別を文書起草者が知っている以上、信頼しうるものとして、13 世紀後半か 14 世紀初頭には伸線場 Drahtrolle が稼動されていたと推定している。^(注17)

注(13) *Ibid.*, Nr. 13/4, S. 23. なお、1400年頃にはアルテナの針金が大部分ゾースト、ドルトムントを経由して、リュベック。さらにスカンディナヴィアや北独、ポーランド、ロシアというルートか、ケルンからオランダとイギリスへ輸出されたという。J. Lappe, a. a. O., 100 f.

(14) F. Schmidt, Drahtgewerbe in Altena..., S. 10; E. Dösseler, Süderländische Geschichtsquellen..., Bd. 3, S. 54; Wilhelm Schulte, Iserlohn, Geschichte einer Stadt, 1937, Bd. 2 (Urk.), S. 24 f.

(15) 同じく, F. Schmidt, *ibid.*, S. 10.

(16) 当地方の針金伸線に関する技術用語については, Peter Frebel, Zur Fachsprache der Drahtzieher im märkischen Sauerland, in: Märker, 8 Jg. 1959, Heft 7, SS. 214-219, Heft 8, SS. 231-235, Heft 10, SS. 273-279, Heft 11, SS. 306-310, 9 Jg. 1960, Heft 5, SS. 129-138. Rolle に関しては *Ibid.*, Teil 1 (8 Jg. Heft 7), S. 217 f. を参照。それによれば, Rolle を伸線用の作業場の特別の用語として使用されるようになったのは, 14 世紀以来のことで, ラテン語の rota (車輪) の示小形である rotulus, rotula (つまり小車輪) からきた用語だという。なお, 14 世紀以来というのは, この用語がフランス語の rôle を経てドイツ語として使用されるようになったという想定の場合で, 直接中世ドイツ高地語で rolle, rule という風に使用された可能性も認め, その場合にはもっと早くから特別の技術上の意味が付加されたという。なお, R. E. Latham, Revised Medieval Latin Word-List, 1965 を参照すると, 歯の付いた水車車輪という意味でこの言葉が使用される例は, 1195 年, 1224 年, 1293 年, 1295 年, 1303 年, 1315 年, 1331 年のものがあげられている。なお, O. H. Döhner, Geschichte der Eisendrahtindustrie, 1925, S. 33 ff. 49 ff.; Ludwig Beck, Die Geschichte des Eisens, Bd. 2, 1893-95, S. 527, 816.

フレッペは彼の Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 41, S. 53 にネッテと並びアルテナ周辺の水力伸線場の中心地域となったアルテナ南方のミュレンラーメデ Mühlenrahmede の水車 Mühle と小屋 Kotten が貸付契約を更新した記録を公刊しているが, これが Rolle 伸線場と区別された水力作業場(とりわけ製粉所)と伸線場のどちらを指しているのかは不明である。なお, この日付は 1347-1391 年のうちの何時かであり, もしこれが伸線場だとすれば, 最も早い公記録という可能性もある。

(17) F. Schmidt, a. a. O., SS. 9-14. シュミットは, 当地方では伸線が最初から水力で行われていた可能性もあるとし, その時期を 13 世紀後半とする。その有力な根拠として, ネッテ河畔に 19 世紀まで遺っていた「司祭の伸線場」Pastors Rolle という特定の水力作業場の固有名詞をあげる。すなわち, この伸線場の賃貸料がアルテナの教区教会の権利であったために, この表現が出来たのであり, 教区教会の成立を 1275 年頃とするシュミットにしてみれば, この伸線場は同じ頃建造されたものだろうというのである。Ibid., S. 14, 138, 139, 145.

1395年 マルク伯ディートリヒは、ハインリヒ・ローレマンとハイデンリヒ・ファン・シュペディンフーゼンの兩人に、鎖錠製造場 *harnaschrollen* = *Harnischrolle* 建造の為にシュヴァルツェン・シュランダアの特別地 *Sundern* (元来、王領地の意味) を貸し出した。この土地はネッテ河畔にあったのである。^(注18)

同年 マルク伯は6年の期限で自己の所有するネッテ河畔の製鍊炉と製鍊所をそれに附属する設備と共に *unssse hutten und huttenstad op der Nette mit aller toebehoringe* を年1マルクの使用料で貸し出した。と同時に、同じ6年の期限でアウフ・デム・ゲヘークの石山 *unssen stenberg oppe den Geechten* (*Auf dem Gehegde?*) が同人に貸し出されている。^(注19) シュミットは、この製鍊所は、当地方の針金の原料として好適なオセムント鉄を製造するオセムント鉄製鍊所であり、石山はこれに鉄鉱石を補給すべき鉄鉱山であったと推定している。彼は、この時期以前にすでにこの製鍊所及び鉄鉱山は伯爵の管財人によって経営されていたのではないかと^(注20)

1453年 マルク伯ゲルハルトはアルテナ市民のデエトマル・ファン・アッテンドルン (フオン・アッテンドルン) *Detmar van Attendarn* に「都市法に従い水の落差を実現し (濠をつくり) ネッテ河の我等の水から上記デエトマルがカルクホーフと呼ばれる彼の世襲地及び菜園の上に建造するだろう伸線場へと水を流しこむこと、……を」 *to staidtzrechte eyn watergevell to d[r]ieven ind to vleten uyt unsem water der Nette up eyne rollen, die derselve Detmar dair tymmeren wert up syn eegen erve ind garden gehieten die Kalckhoep, ……* 許可した。これに対し、デエトマルは11月11日の聖マルティン祭の日に毎年1ポンドの蠟燭と2羽の鶏を納めなくてはなら^(注21) なかった。

以上の遠隔地商業及び水力作業場としての製鍊所と伸線場に関する文書からシュミットは、オセムント鉄については12世紀から13世紀の変わり目頃、針金の伸線については13世紀の後半に始まったと推測する。オセムント鉄については、地名学的研究により *asmunt* = *Osemund* の地名が1176年来現われてくること及び例の1200年頃のケルン商人ムンメルスロホから、この結論が出され^(注22) る。針金伸線の方の根拠は、1394年のイザローンの文書に水力作業場 *Mühle* と水力伸線場 (*Draht*-*Rolle*) の用語上の区別があり、しかも「昔よりいつも彼の伸線場へつながっていた」水路という表現があること、さらに1608年7月29日にアルテナの代官の前で陳述されたイザローンの市参事会員の、「彼等はその水力伸線場を昔からの慣習で100年、200年以上も使用してきた」 *sie der Rollen*

注(18) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 56, S. 64. F. Schmidt, Drahtgewerbe in Altena..., S. 13; E. Dösseler, *ibid.*, S. 54.

(19) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 58, S. 65; F. Schmidt, *ibid.*, S. 12; E. Dösseler, *ibid.*, S. 54.

(20) F. Schmidt, *ibid.*, S. 12; J. Lappe, a. a. O., S. 38.

(21) Quellen u. Urk..., Nr. 127, S. 107; F. Schmidt, *ibid.*, S. 15; E. Dösseler, *ibid.*, S. 55.

(22) F. Schmidt, Das Osemundgewerbe im Süderland..., S. 5 f., 47.

von altem Herkommen bei 100, 200 und mehr Jahren in gebrauch gewesen という証言^(注23) がある。そして少なくとも「昔より」の表現が数世代または100年以上の意味と解釈し、13世紀の後半から14世紀に水力伸線場の起源をみるのである。^(注24)

さて、以上のような文献史的推定は、どうしても恣意性、偶然性を排しえない。しかし近年、経験科学的方法が導入されることにより、より客観的な裏付けがこれらの推定に与えられるようになった。産業考古学と地名学がそれである。産業考古学は、(考古学上ラテヌ *Latène* 期とよばれる) 古ゲルマンの時代以来製鉄業のメッカであったズィーク地方で開発された研究方法で、1930年代から続々とその成果が発表されるに至った。^(注25) それは、古い製鉄炉及びその周辺に遺る鉱滓に着目し、その発見地点を発掘することによって、炉の構造や集落との関係等を究明する。その結果、これまで不明であった中世前半の製鉄工業の全貌が次第に明らかにされることとなる。特に重要な使用時期の確定に役立つのは、球状の壺等の陶器の破片である。鉱滓そのものは、含有鉄分を分析し、当時の製鉄技術の水準を知るのに役立つ。^(注26)

さて、産業考古学によって明らかとなったのは、中世前半の製鉄が人里離れた森林地帯において行なわれたことである。ここに森の鍛冶屋 *Waldschmiede* もしくは鉄鍛冶工 *Ierschmitte* と呼ばれる専門業者が現れてくる。彼等は、鉱石溶解には木炭を使用し、自然または人工の風力 (竈) によって必要な火力を造り出した (風力炉 *Windofen*, 塊鉄炉 *Luppenfeuer*)。その場合の製鉄法は、鉄鉱石を立炉 *der eingemuldete Schachtofen* または *Stückofen* (図3a) または平炉 *der flache Rennfeuerherd* (図3b) の中で溶解することにより直接、鍊鉄を製造するのであり、ここからこの溶解炉 *Rennfeuerofen* を溶解炉 (直接製鉄炉) ともいう。それは、ズィーク地方をはじめ西独の各地において

注(23) F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena..., S. 10 f.

(24) O. H. Döhner, a. a. O., S. 33 ff. ドーナアはニュルンベルク、アウクスブルクにおいて1350年頃突然水力伸線場 *Draht müllern, Draht-mühlen* が発生し、15世紀には本格化したという。A. Meister, *Die Anfänge...*, S. 134 ff. マイスタアもザウアーラント工業の水力利用は14世紀のことだという。K. Knappmann, a. a. O., S. 5, 8; E. Voye, *Geschichte...*, S. 17 f., 38, 94. これに対しクナップマン、フォイはマルク伯領での水力利用は15世紀中のこととしている。

(25) H. Böttger, Die Siegerländer Eisenindustrie und Weidewirtschaft der älteren Zeit, in: *Siegerland, Blätter des Vereins für Heimatkunde und Heimatschutz im Siegerland samt Nachbargebieten*, 6 Jg., 1924, S. 2 ff.; H. Böttger, *Siedlungsgeschichte des Siegerlandes*, 1951; H. Behagel, *Die Eisenzeit im Raume des rechtsrheinischen Schiefergebirges*, 1943; Otto Krasa, *Frühgeschichtliche und mittelalterliche Eisenschmelzen im Siegerland*, in: *Siegerland*, 13 Jg., 1931, S. 49 ff.; 同著者の *Neue Forschungen zur vor- und frühgeschichtlichen Eisenindustrie im Siegerland*, in: *Westfälische Forschungen*, 11 Jg., 1958, S. 113 ff.; 同く, *Die mittelalterliche Eisenverhüttung des Siegerlandes*, in: *Siegerland*, 35 Jg., 1958, Heft 1, S. 4 f.; *Latène-Schmiedeln im Siegerland*, in: *Westfälische Forschungen*, Bd. 17, 1964, S. 200 f.; Josef Wilhelm Gilles, *25 Jahre Siegerländer Vorgeschichtsforschung durch Grabungen auf alten Eisenhüttenplätzen*, in: *Westfälische Forschungen*, Bd. 11, 1958, S. 113 f.; Alfred Lück, *Vom Eisen, Der Weg des Siegerländer Eisens durch zweieinhalb Jahrtausende*, 2 Aufl., 1959.

(26) J. W. Gilles の上記論文及び, *Die Grabungen auf vorgeschichtlichen Eisenhüttenplätzen des Siegerlandes, ihre Bedeutung und die hütten technischen Erfahrungen im Vergleich mit anderen Funden*, in: *Stahl und Eisen* 56, 1936, S. 252 f. 時期確定に役立つのは自家製のそれではなく、ライン河流域のパッドルフ *Badorf* (700-900年), ピングスドルフ *Pingsdorf* (900-1200年) 等の特産陶器であって、それぞれが特産品として売買された時期がある。

図3a アルテナ管区グロースンドレンシャイトのアム・ヴァルデの溶解炉

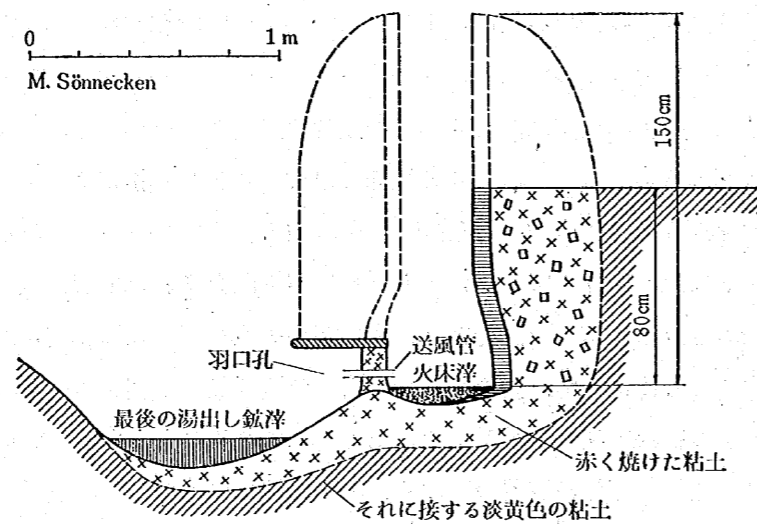


図3b アルテナ管区ホームルト近辺ウーレンシュタインの溶解炉 (11~13 世紀)

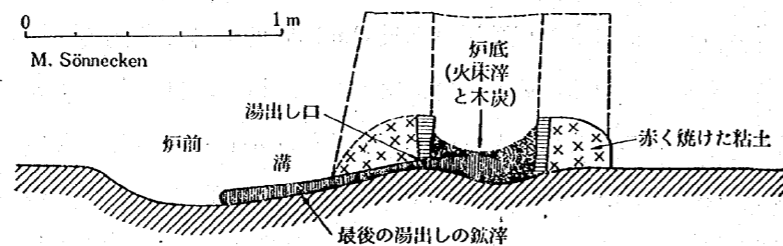
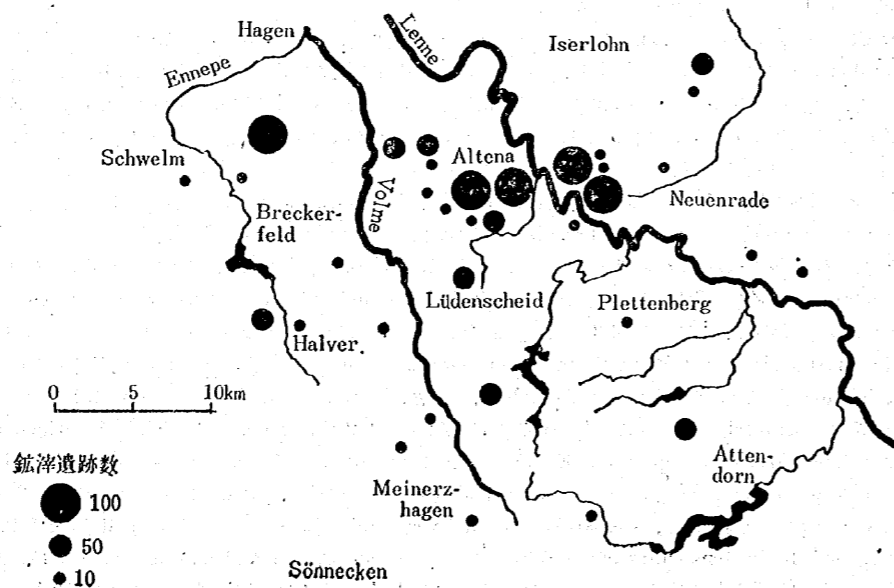


図4 マルク伯領ザウアーラント地方の中世期溶解炉鉍滓遺跡の分布図



13世紀後半から14世紀に水力利用の製錬及び精錬という二重の間接製鉄法が採用される迄、支配的な製鉄法であった。^(注27)

さて、産業考古学を当ザウアーラント地方に適用し、1950年代以来目ざましい成果をあげたのが、マンフレート・ゾエネッケン^(注28)である。すなわち、凡そ20年の辛苦に満ちた研生活の結果、当地方の鉄工業の前史に関し次のような驚くべき事実が明らかになるに出されるに到った。これまで、ゾエネッケンによって発掘された鉍滓の在拠は約1000ヶ所にも及ぶのであるが、この半分の500ヶ所が何とアルテナから7キロ以内の狭い地域に凝集していることが発見されたのである^(注29) (1969年現在、図4を参照)。それは、主にアルテナ西方約3~5キロのグルムメンシャイト地区^(注30) (1963年発表の数字でアルテナ周辺の総数約400のうち200ヶ所)、アルテナ近辺のネッテ地区(180ヶ所)に集中している。

ゾエネッケンの発掘が進行するにつれて、こうした中世製鉄業の起源が予想外に古いことが明らかとなった。すでに、カロリング王朝時代の後期の9世紀前半に西部ザウアーラントの各地に原始的な溶解炉が設けられていたのである。今、その代表的な例として、アルテナの西南約13キロのシュティレキング近辺の場合をあげると、(正確にはアウフ・デム・グリュエネン・ズィーベン Auf dem grünen Siepen にある)ゾエネッケンはそこに9世紀から12世紀迄の定住遺跡を発見、森林開墾時代の孤立農家と判断した(図5)。そこには、竈付きの小屋(舗石と炉)、馬の飼育(蹄鉄、装蹄用の平等針、小勒=馬見の一部)製錬及び鍛冶(鍛冶炉及び鉍滓)を確実に推定出来る素材が見出されたのである(図6)。彼によれば、これは9世紀以降に開始された新植民者による森林地帯の孤立農家定住で、牧

注(27) J. W. Gilles, Der Stammbaum des Hochofens, in: Arch. f. d. Eisenhüttenwesens 23 Jg., 1952, S. 407 f.; Otto Johannsen, Die Geschichte des Eisens, 3 Aufl., 1953, S. 120 ff.; L. Beck, a. a. O., Bd. 1, S. 779 ff.; E. Voye, a. a. O., S. 17 ff.; A. Meister, a. a. O., S. 128 ff. ザウアーラント地方で Iserschmitte が文書上に最後に登場したのは1439年だという。O. H. Döhner, a. a. O., S. 32; F. Schmidt, Das Osemundgewerbe..., S. 31 f.; E. Voye, ibid., S. 18, 22.

(28) すでに1952年頃から開始され1956年以来、本格的な研究成果が発表されたゾエネッケンの代表的な論文は以下の通りである。

Manfred Sönnecken, Rennfeuerhütten der Waldschmiedezeit (11-14 Jahrhundert) im märkischen Sauerland, in: Westfälische Forschungen, Bd. 11, 1958, SS. 123-140; Die mittelalterliche Eisenindustrie im Lüttdenscheider Raum nach den neuesten Ergebnissen der Bodenforschung, in: Der Märker, 7. Jg., 1958, Heft 1, SS. 31-37; Über den Werkstoff märkischer Rennfeuerhütten des 11-14 Jahrhunderts, in: Der Märker, 7 Jg., 1958, Heft 10, S. 318 ff.; Neue Forschungen zur mittelalterlichen Rennfeuerhüttung im Sauerland, in: Der Märker, 9. Jg., 1960, Heft 3, S. 85 ff.; Eine frühmittelalterliche Waldrodesiedlung mit Rennfeuerhüttung bei Homort, Kreis Altena, 9 Jg., 1960, S. 147 ff.; Forschungen zur mittelalterlichen Rennfeuerhüttung im Sauerland, in: Stahl und Eisen, 81 Jg. 1961, Heft 17, S. 1138 ff.; Grabungen auf mittelalterlichen Eisenhüttenplätzen bei Altena-Forschungen zur Aufhellung der Anfänge der Altenaer Eisenindustrie.

なお、これらの研究成果は、Die mittelalterliche Rennfeuerhüttung im märkischen Sauerland—Ergebnisse von Geländeuntersuchungen und Grabungen, Diss. Münster, 1967. にまとめられた(将来公刊されると聞く)。

(29) 上記の1961年の論文においては、総計850ヶ所の内の400ヶ所ということであったが、1969年現在では1000の内の500ヶ所に、発見箇所が増大したという。この最新の結果については、P. Rump, Die Bedeutung der frühmittelalterliche Eisengewinnung für die Entstehung der Burg Altena, in: Märker, 19 Jg., 1970, Heft 3, S. 55 ff. の図及び報道を参照。

(30) M. Sönnecken, Grabungen auf mittelalterlichen Eisen..., S. 217.

図5 初期中世定住・鋳滓・炭焼窯の遺跡

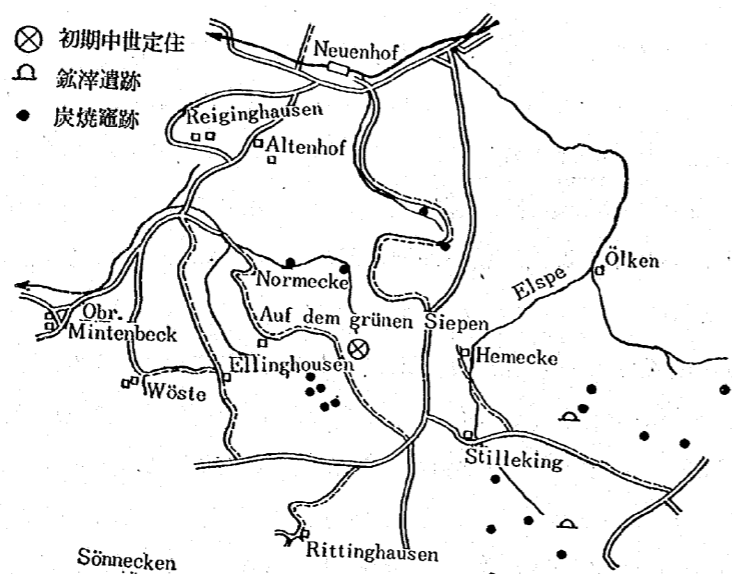
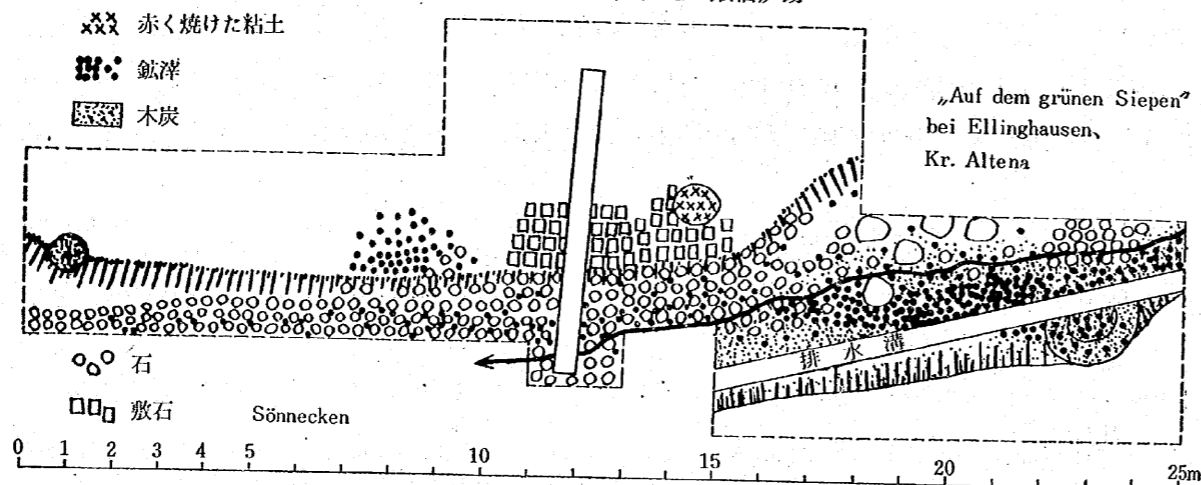


図6 初期中世定住地の鍛冶炉跡



畜と農耕と鍛冶を兼ねた経営が行われたものだという。(注31) 中世初期の定住と密着した溶解、製鉄炉は、この他、ブロックハウゼン(リュードンシャイト近辺)、ズンデルン(オーレ・プレッテンベルク近辺)、キクスハウゼン(ホーエンズィーブルク近辺)においても確認されている。(注32)

さて、鉄に対する需要の増大に伴い、11世紀から13世紀にかけて、定住地から離れた森林の中に大量の溶解炉 Rennfeuerofen が設けられるようになる。先にあげたアルテナ周辺の大量の遺跡は、大部分、この森の鍛冶屋時代のものである。例えば、初期中世の溶解炉付き小農家の発見された

注(31) M. Sönnecken, Eine frühmittelalterliche Waldrodesiedlung..., SS. 147 ff.

(32) M. Sönnecken, Brockhausen bei Lüdenscheid—eine Karolingische Siedlung, in: Märker, 7 Jg., 1957, S. 321 ff.; Karolingische Buntmetallverarbeitung auf der Sundernburg? in: Der Märker, 6 Jg., 1956, Heft 2, S. 71 ff.; Mayener Ware auf der Höhensburg—wertvolle Neufunde, in: Der Märker, 7 Jg. 1957, Heft 10, S. 416 ff.

アウフ・デム・グリュエネン・ズィーベン東南の定住シュティレキングのさらに東南森林部に2つの遺跡が発見された(図5)。ゾエネッケンによれば、これは中世中期の森の鍛冶屋時代のもので、初期中世の遺跡とは関りが無いという。(注33) ところで、かかる溶解炉の遺跡でアルテナに最も近接しているのは、レンネ河右岸の山地地帯であるが、ネッテ河峡谷(1963年発表の数字で、総数約180のうち、49ヶ所)をはさみ、南方のレンネ右岸のビーゼンベルク Biesenberg (62ヶ所)、リズィンク Lissing (22ヶ所)、北方のリンシャイト Linscheid (25ヶ所)と比較的狭い地域に凝集している(図1)。(注34) 中でも、ネッテ河北岸にアム・トートン・マン Am totden Mann と名付けられる農地があるが、toter Mann は toter Mund (廃坑口)を意味し、この地点でかつて鋳石の採掘が行われていたことが判る。(注35)

以上、ゾエネッケンによって発展せられた産業考古学は、これまで推定の迷路に陥っていたアルテナ周辺の鉄工業の前史を一挙に明るみに持ち出してくれたのである。その結果、これまで、せいぜい12世紀に始まるといわれていたこの地域の鉄工業が、ネッテ河の南北を中心に少なくとも11~13世紀に隆盛を極めていたことが判った。

パウル・ルムプは、この地域の鉄工業の発展を、13, 4世紀に領邦君主の手工業者誘致の政策の故にする従来の通説に異を唱え、むしろアルテナ城の建設そのものが、すでに明らかとなったこの地域の鉄工業に領邦君主が魅せられた結果ではないかと主張する。(注36) すなわち、中世に森林の開墾に最も情熱を燃やしたシトー派の修道院は、この開墾用の鉄製の器具の改良や普及にも与って力があつた(12世紀)。そして、1133年にアルテナ城主と目されるアードルフ三世は、南フランスのシトー派修道院に7年も入っていた弟のエーベルハルトの示唆でベルク地方の金属工業都市ゾーリンゲンの近くにアルテンベルク修道院を建設したのである。とすると、アルテンベルクと略同時期に建造されたと目されるアルテナ城の建造も、それにより、鉄工業に通じたシトー派の修道僧が、当地方の鉄工業についての認識を深め、これを促進しようとしたのではないかと(注37) いう。そして、アルテナの鉄 Altenaer Eisen は、強靱さと延展性に富み、針金の製造に好適で、これがイザローン製の鎖かたびらの原料として求められたというデエナアの指摘を引用して、アルテナ城の建設が中世軍需産業の保護と促進を目的としていたと結論する。(注38)

注(33) M. Sönnecken, Eine frühmittelalterliche Waldrodesiedlung..., S. 149.

(34) M. Sönnecken, Neue Funde und Grabungsergebnisse: Überraschender Fund eines alten Eisenschmelzofens (Rennfeuers) am Wege vom Linscheid nach Wixberg bei Altena, in: Der Märker, 10 Jg., 1961, Heft 5, S. 146 f.

(35) F. Schmidt, Vom märkischen Osmund, in: Stahl u. Eisen, 1952, S. 355. P. Rump, Die Nette, Ein Stadtteil von Altena, in: Der Märker, 12 Jg., 1963, Heft 51, S. 113.

(36) P. Rump, Alter und Name Altenas, S. 181; 同じ著者の Die Bedeutung der frühmittelalterlichen Eisengewinnung..., S. 56 ff. また後の論文でルムプが引用している Rolf Sprandel, Das Eisengewerbe im Mittelalter, 1968 (筆者未見)も参照。

(37) シトー派修道院の中世ヨーロッパ工業に対する寄与については、A History of Technology, ed. by Charles Singer and others, Bd. 2, 1956, p. 610; Franz Hendrichs, Der Weg aus der Treitmühle—Ein Abriß der Geschichte der Technik der neueren Zeit, 3. Aufl., 1966, S. 17. を参照せよ。

(38) P. Rump, a. a. O., S. 56 f.; O. H. Döhner, a. a. O., S. 16 ff., 46. 12世紀に城が建設されてからこの方、その領主は或は南欧への遠征、或は相互の敵対 Fehde に暇がなかった。これについては差し当り、F. Schmidt, Das Büchlein

針金工業町アルテナ

さて、西欧中世の後半における技術史上の画期的事実は、水力を動力源とした水車 Mühle が、単なる製粉所の域をこえて、あらゆる製造業のために利用されるに至ったことである。これによって封建社会の胎内で、労働節約型の工業経済の巨大な第一歩がふみだされたのである。^(注39) すなわち、これまで主に人力をエネルギー源としていたのが、水力に代った。そして水車の回転運動を伝導装置により様々の回転運動や上下運動、前進・後進運動に変え、この結果、応用範囲が飛躍的に拡大したのである。鉄工業の分野に限ってみても、製鉄、鍛造、研磨、(針金)伸線等、全ての工程において、水力作業場が登場してくることになる。製鉄の場合には、これまで自然の風か手または足踏みの鞆で火力を起し、維持していたのに対し、水力による鞆が利用されることにより、高温による効率的な溶解が可能となる。また、後の4メートル前後の高炉に比べれば、低いとはいえ3

図7a ビリンググッチョ (16世紀) の水力伸線場

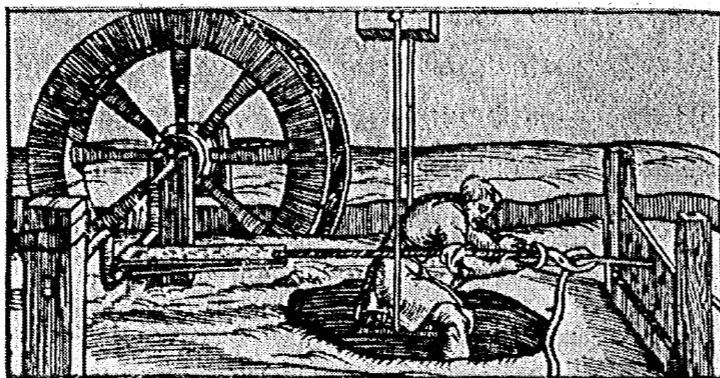


図7b 18世紀手動の伸線機

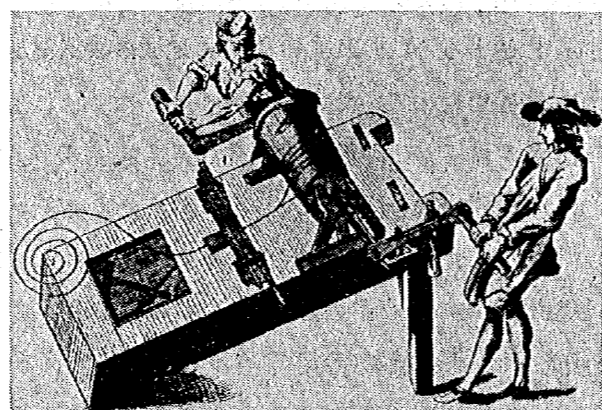
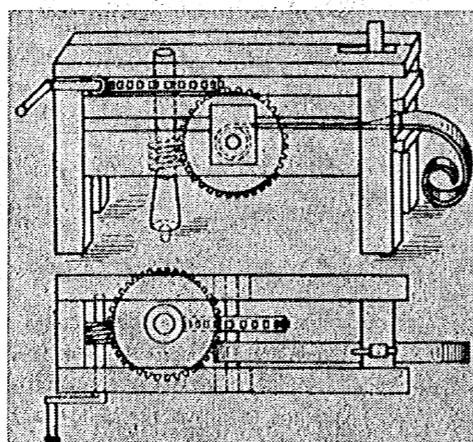


図7c ダヴィンチの伸線台設計図



メートル前後の高さの送風炉 Blasofen または鉄片炉 Stückofen が登場し、これが徐々に高炉に変わって行くのである。^(注40) この過程

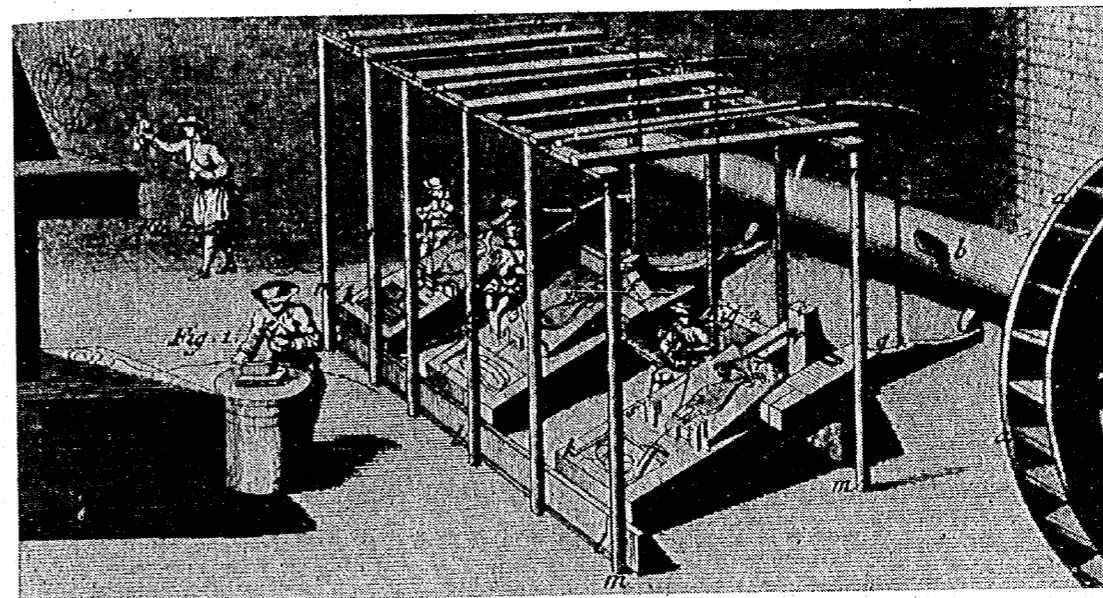
von der Burg Altena, 1949, S. 10 f., 22, 26, 28 及び L. v. Northof, Die Chronik der Grafen von der Mark, S. 61 ff. を参照せよ。

注(39) A History of Technology, op. cit., pp. 601-614, R. J. Forbes, Man the Maker, 1950, p. 112 ff.; O. H. Döhner, a. a. O., S. 33 ff., 49 ff.

(40) J. W. Gilles, Der Stammbaum des Hochofens, 407 ff., L. Beck, a. a. O., Bd. 1, 816 ff., Bd. 2, SS. 177-205.; A. Lück, a. a. O., S. 32 ff.; O. Johannson, a. a. O., S. 86, 176; E. Erwin Stursberg, Geschichte des Hütten- und Ham-

針金工業町アルテナ

図7d 水力伸線場 (18世紀)



D. H. Döhner

表1

植民期	レンネ・フォルメ、 エネッペの3主要河川	その支流	小計	高地	総計	%
第1 (AD 400まで)	13	3	16	13	29	5%
第2 (AD 700まで)	46	41	87	48	135	25%
第3 (AD 800まで)	24	37	61	84	145	26%
第4 (AD 950まで)	4	9	13	32	45	8%
第5 (AD1200まで)	25	29	54	98	152	28%
第6 (AD1200以降)	10	21	31	14	45	8%
総計	122	140	262	289	551	100%
%	22%	25%	47%	53%	100%	

でこれまでの直接製鉄法に代り、製錬と精錬の工程が分化した間接製鉄法が採用されて行くのである。当ザウアーラント地方で針金工業の原料として有名を馳せたオゼムント鉄 Osemundeisen も、第1次の製錬の結果製造された銑鉄 Roheisen を焼き戻し Anlaufen の方法で精錬して造り出された、柔かく、しかも強靱な鉄のことをいう。^(注41) また伸線の方は、これまで引き抜き用鉄板 Zieheisen にあけられている細い穴に棒鉄を通して道具でもって引き抜いていたのが、今度は延長された水車軸にカムをとりつけ、回転運動を前進・後進運動に変えることにより、水力で伸線作業を行うように

merwesens im ehemaligen Herzogtum Berg, Beiträge zur Geschichte Remscheids, Bd. 8, S. 20 ff. 要すに、図1aの高さがさらに倍となり、水力で送風されるようになったもの。

注(41) F. Schmidt, Das Osemund-Gewerbe im Süderland, S. 42 ff. 平炉で洗鉄を溶し、これを棒鉄の先で攪拌しつつ、鉄分を棒鉄にまきつけ(鍛接)、これを鍛展し、棒鉄をつくる。なお、オゼムント Osemund の語源については、スウェーデン説(L. Beck, a. a. O., Bd. 1, S. 830, Bd. 2, S. 232 ff.)と古ゲルマン説(F. Schmidt, Das Osemund-Gewerbe..., S. 1 ff.)等種々の説明がある。

なった(図7a, b, c, d)。(注42)

かくて、この種の水力作業場の登場は、従来の鉄工業の立地条件に決定的な変化をもたらす。すなわち、これまで鉱石や燃料資源の在処の近くで自然の風力利用にも適していた高地の森林地帯にあった製鉄(溶解)炉や鍛冶場は放棄され、河川、特に急流で水力利用に適している小河川の傍、つまり谷間の地域に水車小屋が林立するようになるのである。(注43)

このような産業立地上の変化を端的に示してくれるのが、近来盛んとなった地名学の成果である。今、地方史家シュタムの作成した表1を参照すると、1200年から始まるとされる当地方の第6期(つまり中世最後)の植民時期に発生した集落には、-hütte(製鉄炉)、-schmitte(鍛冶場)、Sinderhauf(金屏の山)、-hammer(鍛造場)、-walze(圧延場)、-rolle(伸線場)、-mühle(水力作業場)、-bleiche(漂白場)、Flaßkamp(重麻畑)、Steinkuhle(石炭)、-thal(峡谷)の語尾または語幹のついた名称が与えられている。すでに最後の集落名から読みとれるように、これらの新しい集落はこの地方に豊富に存在する河川、特にレンネ、フォルメ等のルール河支流のさらに分流たる小河川に沿って発生したもので、水力を利用しての工業施設の誕生によって出現した工業集落であったという。(注44)

ゾネッケンは、1830年の(リューデンシャイトを中心とする)ザウアーラント地方西部における土地台帳原簿 Urkatasterkarte から、同じように、製鉄場 Hütte や鍛冶場 Schmied (schmitte) や槌打ち Sinder (singe, sange) の付いた農地名を書き出した。そして、これを「森の鍛冶屋」時代の直接製鉄炉の遺跡及び、1804年にエーフェルスマンが調査した当時の鉄工等関係の水力作業場と共に同じ地図の中に書き込んだのが、図8である。この図が明白に示しているもの、それは後世に水力作業場が大量に発生した場所には、Hütte や Schmied の語幹の農地名が密集しているのに対し、中世中期の直接製鉄炉の密集地帯には殆どみられないという事実である。(注45)

さて、以上に紹介した鉄工業技術の変化とそれに伴う産業立地の変化は、一体、何時頃に起ったものであろうか？ まず、西欧全体でみると、教世紀の前史をふまえて、13世紀には本格化し始めている。とりわけ、注目に値するのは、フランスのシトー派修道院が水力作業場の普及に果たした積極的な貢献で、多くの文書が12世紀に鍛造場、鉄冶金に関し作成されたという。(注46)

注(42) Peter Frebel, Zur Fachsprache der Drahtzieher..., の第1論文 in: Der Märker, 8 Jg., 1959, SS. 214-219; O. H. Döhner, a. a. O., S. 33 ff., 特に S. 37 の図は図7b に引用。

(43) M. Sönnecken, Rennfeuerhütten der Waldschmiedezeit..., S. 126.

(44) K.-E. Stamm, a. a. O., S. 29 ff., 146.

(45) Ibid., S. 38 ff.; Eduard Sämer, Die ländlichen Siedlungen des westlichen Sauerlandes, Diss. Münster, 1932, S. 21 ff., 35 ff.; A. Meister, a. a. O., S. 134 ff.; E. Voye, a. a. O., S. 38, 95 f.

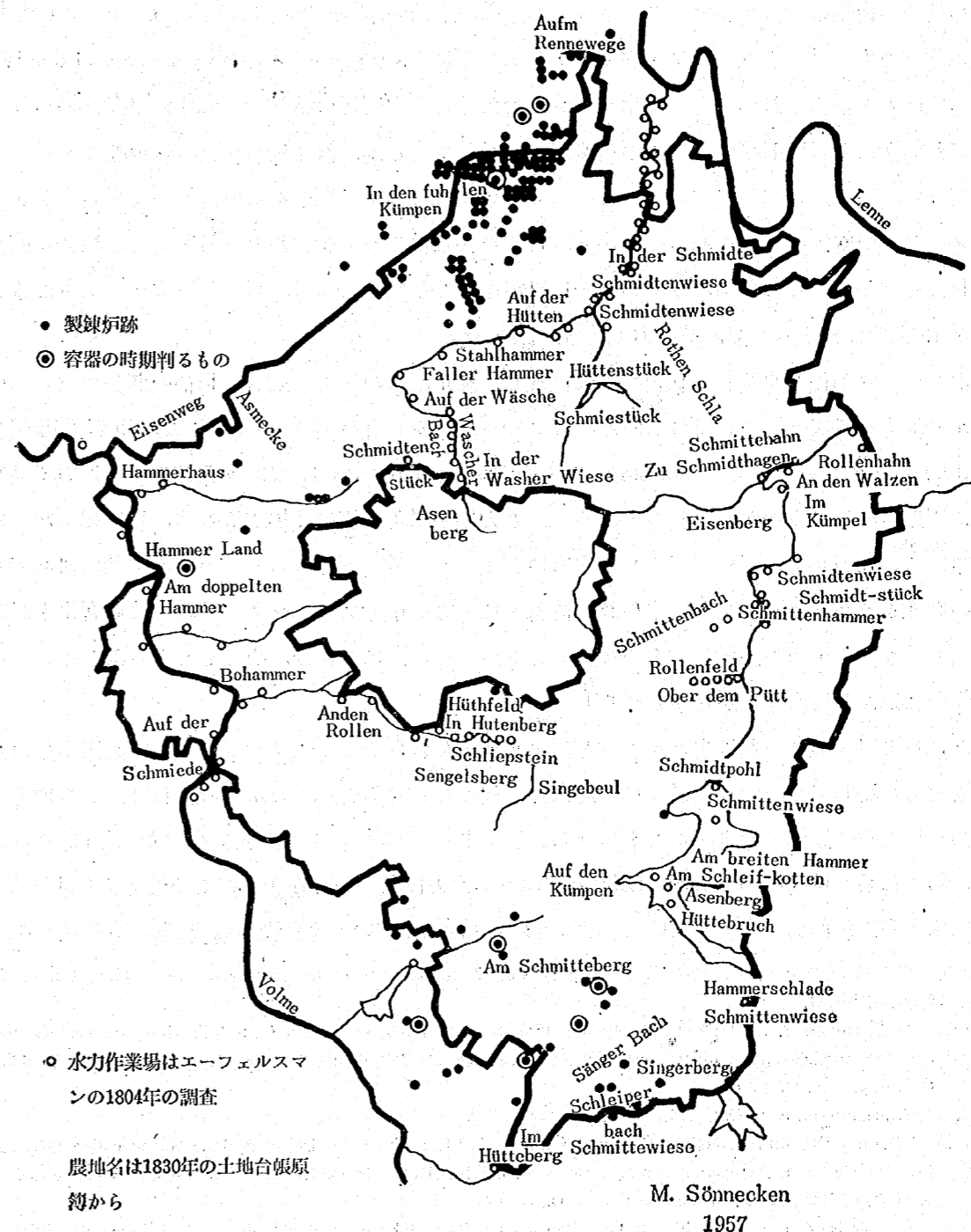
(46) M. Sönnecken, a. a. O., S. 125.

(47) M. Sönnecken, Die mittelalterliche Eisenindustrie im Lüdenscheider Raum..., S. 33; F. A. A. Eversmann, Die Eisen- und Drahterzeugung auf Wasserwerken zwischen Lahn u. Lippe und in den vorliegenden französischen Departments, 1804, S. 192 ff. 及び巻末の地図。この図に示された溶解炉跡は1957年当時のものであり、その後さらに発掘数が増大したのであるが本文で指摘している傾向に変わりはない。

(48) A History of Technology, p. 601 ff.; R. J. Forbes, op. cit., p. 112 ff.

(49) A History of Technology, p. 610.

図8 リューデンシャイト地方中世鉄工業の分布



では、ザウアーラントにおいてはどうかであったか？ このことを考えるに当り、まず隣接諸地域に目を注ごう。第1に、今日古ゲルマン時代からの製鉄及び鉄加工の伝統が考古学的に証明されている当地方の南部のゾーガア・ラント（ゾーク地方）Siegerland であるが、そこでは、すでに1311年に文書の中に「アウフ・デア・ヴェステにある製鉄場、9デナリウス」de Mashutte vf der Weste IX den. とある。^(注50)これがゾーガア・ラントにおける水力利用の溶鉄炉に関する文献上の最初の証拠だということに関しては、若干の研究者が一致しているが、^(注51)鉄工業の技術史家のオットー・ヨハンゼンは、この製鉄場が代官オットー・フォン・ヨハンゼンの息子たる牧師ヨハネス・フォン・ゾーゲンの寄進の一部であることから、これが父親からの遺産でありうるとして、1250年頃にはすでに存在していたのであろうという。^(注52)1311年という年代からして、ゾーガア・ラントの水力利用が13世紀に始まった見解が有力である。^(注53)

次にマルク伯領ザウアーラントの西に位置し、長年、この地方と競合、相補の関係に立っていたベルク地方をみよう。ここでは1252年にフランドレンとエノーの伯爵夫人の仲買人用関税簿 Maklerrolle にゾーリングゲン Zolinghe の「商品束」bandenとあり、13世紀以来この地方で鉄製品の加工業の興隆がうかがわれるのであるが、水力作業場が文書に登場するのは、14世紀になってからである。^(注54)1327年に、ゾーリングゲンの南方のライヒリングゲン近辺のムールバッハ河畔に研磨用の水車の存在が確認される。なお、未確認の情報では1310年にゾーリングゲン教区内に研磨水車が存在したという。当地方の金属工業史の権威シュトルスベルクによれば、少なくとも1327年より以前にすでにかかる研磨水車が存在したらしい。^(注55)

ところで以上の隣接諸地方と比べると、アルテナを含むザウアーラントにおいて鉄工業用の水車が文書に登場してくるのは、 $\frac{3}{4}$ ～ $\frac{1}{2}$ 世紀ほど、後のことである。これから考えれば、この地方での水力利用はやや遅れて始まったとも考えられる。尤も、シュミットは、先にのべたように、ネッテ河畔にある司祭の伸線場 Pastors Rolle と呼ばれる水力作業場の存在から、この地方でも13世紀後半に水力利用が始まったとしている。^(注56)また、シュタムは溪谷の工業集落の成立期を13世紀以降とし

注(50) Wilhelm Güthling, Die erste Erwähnungen von Eisenhütten im Raum Siegen, in: Siegerland, Bd. 46, 1969, Heft, 1, S. 1 ff.

(51) A. K. Hömberg, Westfälische Geschichte, 1967, S. 185; O. Johannsen, a. a. O., S. 143; Hans Schubert, Geschichte der Nassauischen Eisenindustrie von den Anfängen bis zur Zeit d. dreißigjährigen Krieges, 1937, S. 3 f; W. Güthling, a. a. O., S. 1 ff.

(52) O. Johannsen, a. a. O., S. 143.

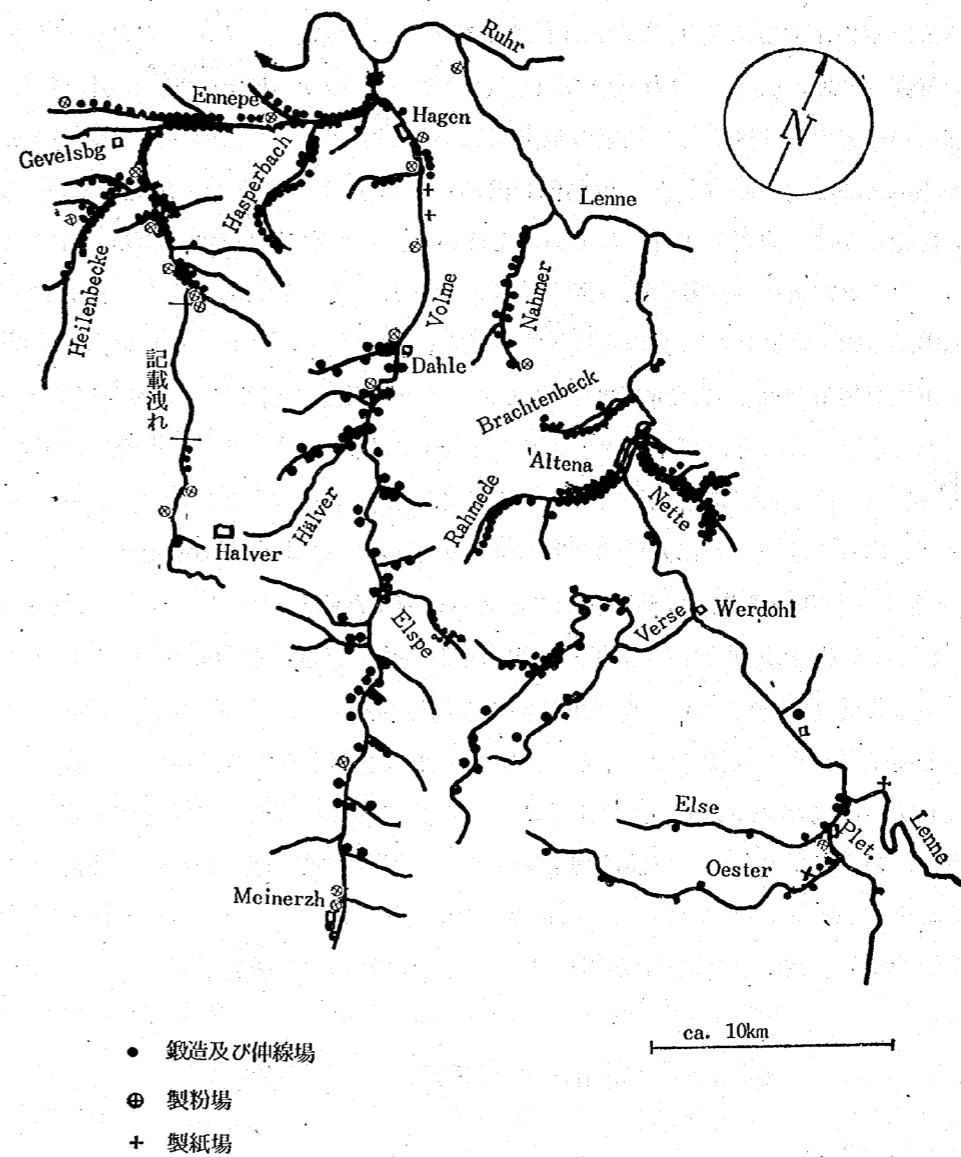
(53) O. Krassa, Die mittelalterliche Eisenverhüttung..., S. 10; Franz Petri, Das Siegerland: Geschichtliches Grenzland, in: Das Siegerland, Veröffentlichungen des Provinzialinstituts für westfälische Landes- und Volkskunde, Reihe 1, Heft, 8, 1955, S. 31; H. Schubert, a. a. O., S. 3 f.

(54) E. Stursberg, a. a. O., S. 10, 12; Otto Bauermann, Zeittafel zur Geschichte der Stadt Solingen, 965-1950, S. 11.

(55) 1327年の件は E. Stursberg, ibid., S. 18 を参照。O. Bauermann, ibid., S. 12. パウアーマンは1327年の情報を取り上げず、1310年の情報の方には、正確な史料が無いとしている。彼によれば、ゾーリングゲンで文書にはっきりと、水門付きの研磨小屋 schlipkotten mit ihren wasserschleusen が登場してきたのは、1515年のことだという。E. Stursberg, ibid., S. 22 ff.

(56) F. Schmidt, Das Drahtgewerbe in Altena..., S. 14.

図9 1800年頃の工場装置の水力利用



1804年のエーフェルスマンの産業地図による

^(注57) ている。これに対し、産業考古学の成果に基づき、ゾネッケンは11～14世紀をいわゆる「森の鍛冶屋」時代とし、水力利用の方への転換は14～15世紀に行われたとみている。^(注58)アルテナにおける住民活動が14世紀初頭に教区教会を成立せしめた事実を考えると、ゾネッケンに同意する方が、より確実な推定だといえよう。

さて、アルテナの場合、その水力利用は、製鉄（製錬、精錬）の為だけではなく、むしろそれ以上

注(57) K.-E. Stamm, a. a. O., S. 29 f.

(58) M. Sönneken, a. a. O., S. 126, 139 f.; O. H. Döhner, a. a. O., S. 33 ff, 40 ff, 49 ff. フェーナアもこの地方の水力利用は14世紀、特に半ば以降になって始まったとしている。

に針金製造(伸線)の為であったことは、先に14世紀末の文書にみた通りである。前者は、隣接リュエデンシャイト地区におけるオゼムント鉄精錬の專業化や精錬原料たる銑鉄のゾーガア・ラントからの移入が本格化するに及び、後者に圧倒されて行くことになる。リュエデンシャイト地区におけるほぼ同時期(14世紀初頭)の水力利用の開始(ザウアーレンダアの推定)^(注59)や先に引用した14世紀前半から半ばにかけての当地区からの鉄鋼の輸出記録から、オゼムント鉄の製造及びその第1次加工(粗針金伸線 Grobdrahtzug)は14世紀に專業化し始めたといえよう。また、地元の製鉄の方は14世紀から15世紀にかけて未だ若干行われていたとはいえ、その数が急速に減少して行ったことや、後のベルク・マルク地方への銑鉄供給の拠点、ゾーガア・ラント北部のミュゼナア・シュターベルク鉱山が1313年に始めて文書に登場すること、また、ヴェストファーレン南部のハンザ都市ゾーストの市民登録簿(1302~1449年)に17人のゾーゲン出身と目すべき者の登録が行われていること、これらの諸事実から、ゾーガア・ラントからの銑鉄の移入は14世紀にすでに開始されたといえよう。^(注60)但し、これが本格化したのは、恐らく15世紀であろうことは、ゾースト市民となったゾーゲン出身の者のうち15人が15世紀前半に集中している事実から推定しうるのである。

かくて、9世紀頃から始まり、11~13世紀に全盛期を迎えた西部ザウアーラント森林地帯の製鉄・加工業は、14世紀以降に地域的に專業化し、水力を利用する鉄加工業(伸線)へと転換して行った。それに伴う工業設備(水力作業場)の小河川溪谷への局地的集中が、アルテナ、リュエデンシャイト、イザローン等の工業都市を發展させたことは、すでに十分理解できよう。中でも、他の生業条件を全く欠いたレンネ中流のアルテナが、鉄工業における技術革命の結果、飛躍的に都市化の道を歩み始めたことは、いうまでもない。以前は約7キロ以内の周辺地域に存在した森の鍛冶場に対し、今や、ネッテ河を中心にブラハテンベック Brachtenbeck 河、ラーメデ Rahmede 河といったレンネの支流の比較的狭い地域に水の鍛冶場が出現して行ったのである(図9)。^(注61)

第3章 都市的定住アルテナの性格

本章では、前章におけるアルテナ周辺の鉄工業前史を考慮に入れて、1367年に賦与されたアルテナの特権を再度取り上げ、その都市的定住の性格を推定してみたい。我々は第1章において、すでに、特権の概要を紹介した。これをアルテナ周辺鉄工業の推移と重ね合わせてみると、まず目につくのは、領邦内部での関税免除という例外的な経済特権であろう。これが住民の旺盛な経済活動を前提に与えられたのではないかというのが、我々の推定であったが、新しい研究方法に基く新事実の発掘は、その正当性を証明してくれたのである。中世前半以来の製鉄業の展開と14世紀初頭以来

注(59) W. Sauerländer, a. a. O., S. 64 ff.

(60) F. Petri, Das Siegerland..., S. 32.

(61) K. -E. Stamm, S. 167, Anhang, Abb. 22.

力作業(伸線)場のより局地的な集中がそれである。そして、これ等の事実によって、一連の文書史料が断片的に物語っていた当地方の鉄製品商業の実在が、より確かなものとなった。すなわち、当地方の鉄工業がすでに数世紀にわたる歴史を有していたことは、その製品販路についても局地的な範囲をこえた、より広範囲の市場を必要としたに相違ない。まさに、こうした住民の経済活動の活発さこそ、アルテナに関税免除の特権が与えられた所以であろう。第1章(5~6頁及び注20)で紹介した13世紀初頭におけるアルテナ城(及びその所領)の異常な高値も、こうした脈絡の中で理解されるべきなのかもしれない。

さて、特権文書と鉄工業前史との関連において一層重要だと思われるのはフライハイト・アルテナの地域範囲とそこで新しく確認された市民共同体の性格である。すでに紹介したように、アルテナには、フライハイト、ミュレンドルフ、ネッテとよばれる3地域が存在し(図2)、これらの地区の住民が何時、市民共同体として融合したのかをめぐり、ラッペとフォン・ヴィンタアフェルトの間で論争が行われたのであった。前者は、1367年の特権賦与は古くから都市的定住であったフライハイトに、ミュレンドルフとネッテ地区が市民共同体として加えられたのだという。^(注1)後者は、ミュレンドルフについては、1382-1393年の間、ネッテについては16世紀に起草されたと思われるアルテナの自治規定の寸前にフライハイトに合併されたのではないかと^(注2)いう。このような主張をなすフォン・ヴィンタアフェルトの最も重要な論拠は、1367年の特許状の冒頭のフライハイトの地域範囲に関する、彼女独特の解釈である。すでに第1章で示した通り、私はこの条文を、「その自由の及ぶべき範囲は、アルテナに家々が建っている限り、つまり我等のアルテナ城の周辺四方で、その内部では常に自由である。」と訳す。ところが、彼女の訳によれば自由の範囲は「アルテナに家々が建っている限り、つまり我等のアルテナ城の凡ゆる斜面及び城内部」となる。彼女は、以上の解釈から、アルテナの集落特権が城内部の自由、いわゆる城砦の平和 Burgfreiheit を根拠に發展したこと、また城の凡ゆる斜面とは、南側の比較的緩やかな斜面を念頭に書かれたものであること、この2つの結論を導く。そして、1367年の特権が与えられたのはフライハイト地区のみだ^(注3)というのである。なるほど前半の解釈は明らかに無理だとしても、後半を城内部と解釈できないわけではない。事実、従来の解釈もこの線で行われてきたのである。だが、問題はフォン・ヴィンタアフェルト自身も戸惑っているように、アルテナの地形からしてこの限定が何を意味するのかである(図2)。^(注4)^(注5)

注(1) 第1章121頁及び注(37)を参照。

(2) 第1章121頁及び注(38)を参照。

(3) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 388ff.

(4) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, S. 38ff.; K. Vorländer, a. a. O., S. 50. フレップの方は“auf allen Seiten um unsere Burg zu Altena und innen darin, frei für immer.” フォアレンダアの方は、“auf allen Seiten um unsere Burg zu Altena und innerhalb derselben, frei für immer.”と訳している。特に要約の中で um die Burg heram und darin と述べているフレップが、フォン・ヴィンタアフェルトと同様の解釈を取っていることは明白である。

(5) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 389. 彼女自身外砦 Vorburg が所在したかどうか、またしたとすれば何処に所在したかを全く示していない。

彼女は、外部の砦 Vorburg 内の土地か、これと本砦との間の土地とかの推定を一応はしているものの、詳細は不明という。

しかし、元来険しい岩山クルーゼンベルクの突端にそそり立つアルテナ城は、外砦の必要の無い堅固な城砦であったし、マルク伯を始め家臣一同が平時には、レンネ右岸のフライハイ地区からミューレンドルフ地区にかけて居住していたことは、多くの研究者の確認する所である。

従って、フライハイの地域範囲に特に「城内」と規定すべき理由は全く無いといわねばならぬ^(注6)。フォン・ヴィンタアフェルトは城砦内の地域をフライハイの一部として明確に記載した事例としてオスナーブリュック司教領のイーブルクを挙げている。すなわち、そこでは1359年に「現在の城もしくはフライハイの内部で市民または住民たらんと欲する人」we nun in dessem slote eder vryheyt borghere ofte bur werden will^(注7) すべてに特権が与えられたとする。ところが、市場町イーブルクの制度史を詳しく分析したフェルトカムプは、この slot がフライハイ vryheit と並ぶこの町の呼称であって、城砦 Burg の意味ではないとわざわざ断っている^(注8)のである。この定住が

注(6) 第1章122, 123頁及び注(41), (42), (43)を参照せよ。なおヴィンタアフェルト自身も、アルテナにおいては、家臣団の居住地が城内ではなく、城外のレンネ右岸のフライハイ地区に市民の居住地と混在しており、しかも法の面で家臣団とは独立して市民の法が認められた点で、ヴェッタアよりも市民的な性格の定住地であったといっている。L. v. Winterfeld, *ibid.*, 389f.

(7) *Ibid.*, S. 389; Friedrich Philippi, *Zur Verfassungsgeschichte der westfälischen Bischofsstädte*, 1894, S. 88. Anhang, A. Osnabrücker Wigboldsrechte, 1. (1359).

(8) Heinrich Feldkamp, *Verfassung des Fleckens Iburg bis zum Jahre 1657*, in: *Mitteilungen des Vereins f. Geschichte u. Landeskunde von Osnabrück*, Bd. 40, 1917, S. 293ff. フェルトカムプは、イーブルクの都市的定住について最初の特許状(1359年賦与)には slot とか vryheit という呼称が登場していることを指摘し、それから判ることとして、その slot が城を意味するものではなく、むしろ市民的定住地に与えられた呼称だとしている。そしてその例証として本来城砦を持たなかったクヴァッケンブリュック Quakenbrück が同時代に矢張り slot と呼ばれていた事実をあげている。

だが、Niedersächsisches Städtebuch, Deutsches Städtebuch Bd. 3/1, 1952, S. 297f. を参照すると、1235年同ジョスナーブリュック司教により市場町となったクヴァッケンブリュックは、荘園の土地の上に計画的に建設されたもので、外濠と柵で囲まれ、その後石造の塔屋(塔付きの騎士住宅)があった。都市建設と共に設置された僧院の方は力弱く、15世紀の後半まで市参事は専ら騎士4人によって構成(市長なし)されていたし、司教の裁判権も強大であった。執筆者は、騎士の塔屋 Turmwohnung を防衛設備すなわち小城と看做すと共に、その居住者の騎士達の強い影響力からこの町が中世に slot と呼ばれたとしており、フェルトカムプのように城砦の痕跡皆無というのは行き過ぎと思われる。なお *Deutsche Historischen Stätten*, Bd. 2, Niedersachsen und Bremen, 19, S. 332 も参照。

このようなイーブルク及びクヴァッケンブリュックの集落としての共通性から、私は slot を防塞集落と名付けたい。確かに、いわゆる城下町という性格も考えられるのであるが、城の傍に都市的定住が発生したところで、すべてこの名称が与えられたわけではない以上、一般的な城下町という表現では弱いのである。また、slot には城以外に深い溝(slot)の意味があり August Lübben, *Mitteldeutsches Handwörterbuch*, 1965, S. 355. これに囲まれた集落という解釈もありうる(但し、イーブルについては溝乃至堀の存在は確認できぬが、1359年当時土手(Damm)は存在していた)。この意味も考え、防塞集落(der befestigte Ort)と解しておく。

なお、イーブルク1359年の特許状の関連箇所を引用すると、F. Philippi, *ibid.*, S. 87ff. 「…この書状をもってイーブルクの防塞集落とその中に住んでいるか、今後住むだろう者、またここに書き記す方法にてそこに乗りこむかやってくる者全てに公けの自由を与える。」ghevet in dessen breve cyne openbare vryheit dem slote to Iborch unde alle den ghenen de dar inne wonachtich sin unde nu vortmer wonachtich werden und dar invaren unde komen in sodane wys, also hir na screven steyt. 「この防塞集落またはフライハイ内に住む市民層全体」alle de meynhoit de binnen dessen slote unde der vrygheyt wonet…、「この防塞集落乃至はフライハイの必要に応じ」、in des slotes bederf eder vryheyt, 「現在の防塞集落乃至はこのフライハイに住居するか、そこへ乗りこむかやってくる者全

早くから城もしくは修道院とは別個の定住地、すなわち、防衛施設をもつ防塞集落として発達したこと、しかも特権賦与に至るまで城内家臣の影響力が強かったこと、こうした事情から防塞集落 slot と呼ばれたのではないかと^(注9)思われる。いずれにせよ、領主側のイーブルク城と修道院 Iburger Burg und Kloster が slot とよばれたわけではない。

かくて、フォン・ヴィンタアフェルトや従来の史家のように、darin bynnen をアルテナ城内と解することは無意味であることになる。では darin bynnen を、私訳のように広く、アルテナ城周辺の住家の存在する地域内と解することは可能だろうか？ 我々はここでアルテナの特許状に言及されているヴェッタアとブランケンシュタインの特許状における地域限定の形式に眼を向けよう。前者には「ヴェッタアの防壁内部における完全な自由を確認し、フライハイと村と所属地域全域において、そこに現に住んでいるか、今後そこにやってきたいと思ふ限りで、ヴェッタア市民に、以下この書状に記されているような恩恵と権利を与える」gestediget eine gantze vryheit binnen der muren tho Wetter und geven den borgern van Wetter in der vryheit und in dem dorpe und in dem gantzen eigen, also vere als dat wendet, de dar nu sind off immermere tokommen mögen, also daine gnade und recht, als hierna in dissem breve geschreven steith. 後者の場合、^(注10)「古来の自由が昔からそうであった限りで、ブランケンシュタインの山林地帯の内側における完全な自由を確認し、現にフライハイ内に居るか、または今後やってきたいと欲する市民にはこの書状で以下に記されているような恩恵と権利を与える」gestedicht eyne gantze vryheit binnen dem haegen to

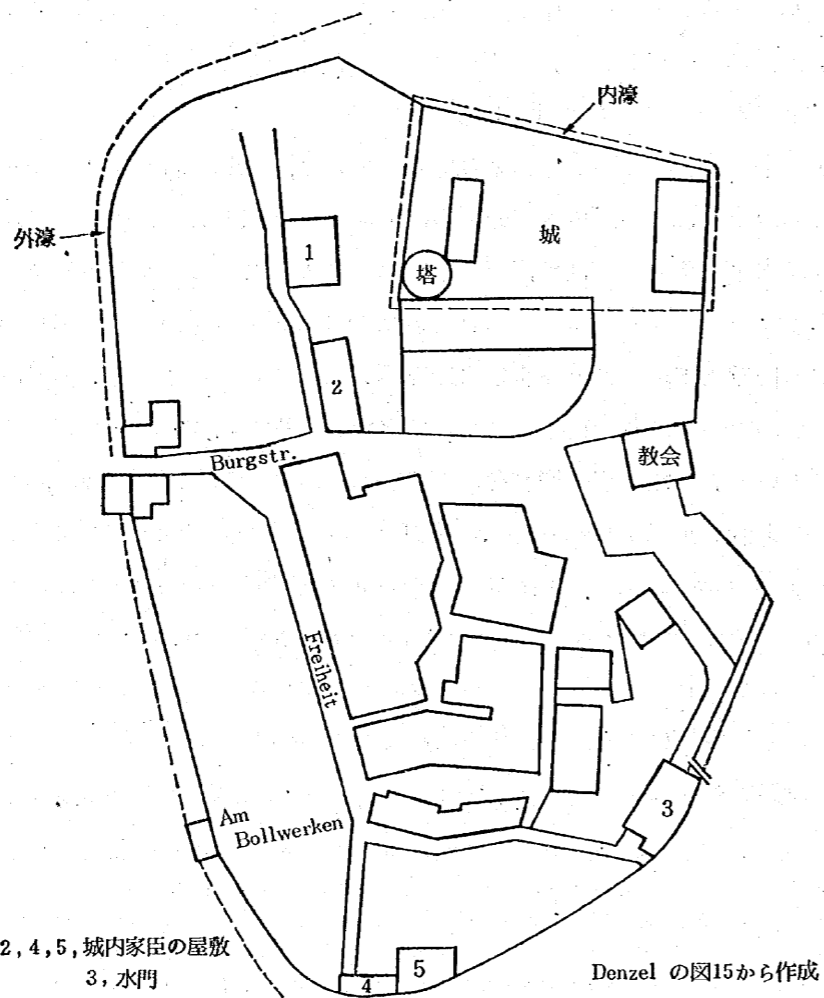
て」alle de nu in dessem slote unde in desser vryheyt wonachtich sin unde dar in varet ofte komet, 「この防塞集落またはフライハイで市民または住民たらんと欲する者」we in dessem slote eder vryheyt borghere ofte bur werden wil… 「この防塞集落またはフライハイで死亡する者」we in dessem slote eder vryheyt vorstervet… 「彼等がフライハイの中に住むか…」se wonen enbinnen der vryheyt… 「誰でも、我等の役人乃至は市参事が承知し、同意することなく、この防塞集落の柵を夜であろうと昼であろうと乗りこえたり、開い〔恐らく柵の内側にある堤防のような土盛の開いだろう〕を壊す者は……」stege we over do planken desses slots nachtes ofte daghes, oft den hagen delghede sunder witscap unde willen unses amptmans unde des rades. 「開いの前にある彼の〔保存義務に属する〕柵を改良し、正しく維持しない者は、」we syne tune de vor dem haghene staet nicht en beterde unde bowarede… 「上記のフライハイは、2本の境界棒がハーゼディクの土手に現に立つ処にまでに限られ、防塞集落の別の側では1本の境界棒がダルプディクの前に現に立つ処までに、また3本の境界棒がハーゲンベルクの門の前に立つ処までに及ぶべきこと。」Desse vorsecreven vryheyt de scal gaen also verre, also de twe renbome nu staet van den damme des Hasedykes unde up ander zijt des slots also verre also de renbome nu steyt vor dem Darpydye unde ok also verre, also de dre renbome nu staet vor der Hagenberges porten.

以上の引用から、我々は slot なる呼称がフライハイと別の城砦地域を指しているものではないことをフェルトカムプと共に確認しようのである。

注(9) 注(13)参照。H. Feldkamp, *ibid.*, S. 294f., 302ff. 322ff. 343f., 369, 371, フェルトカムプによれば、修道院の方の城砦(muri 城壁)は1255年の公記録にすでに現われるのに対し、市民的定住地の方の防備施設(vallum 防柵)は、1276年と1293年の間に造られたと推定されるという。そして、この市民的定住地の自治権が領主権の下におかれていたという意味で強い制限があったとはいえ、家臣団はイーブルク城、市民は集落 villa イーブルクにそれぞれの法域をもっていたのである。但し、1359年の特許状には市参事が家臣から3名、市民から3名と規定されており、こうしたことから、後に家臣団がフライハイ内に居住し、フライハイの法に従ったという可能性も強いといわれる。

(10) R. Buschmann, a. a. O., S. 138ff.; Ernst Denzel, *Wirtschafts- u. Sozialgeschichte der Stadt Wetter*, in: *Beiträge zur Geschichte Dortmunds und der Grafschaft Mark*, Bd. 48, 1950, S. 17f., 28ff., S. 247, 248; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 22, S.32ff. Nr. 23, S. 36ff.

図 10 a ヴェッタア城並びにフライハイト地区 (1825年)



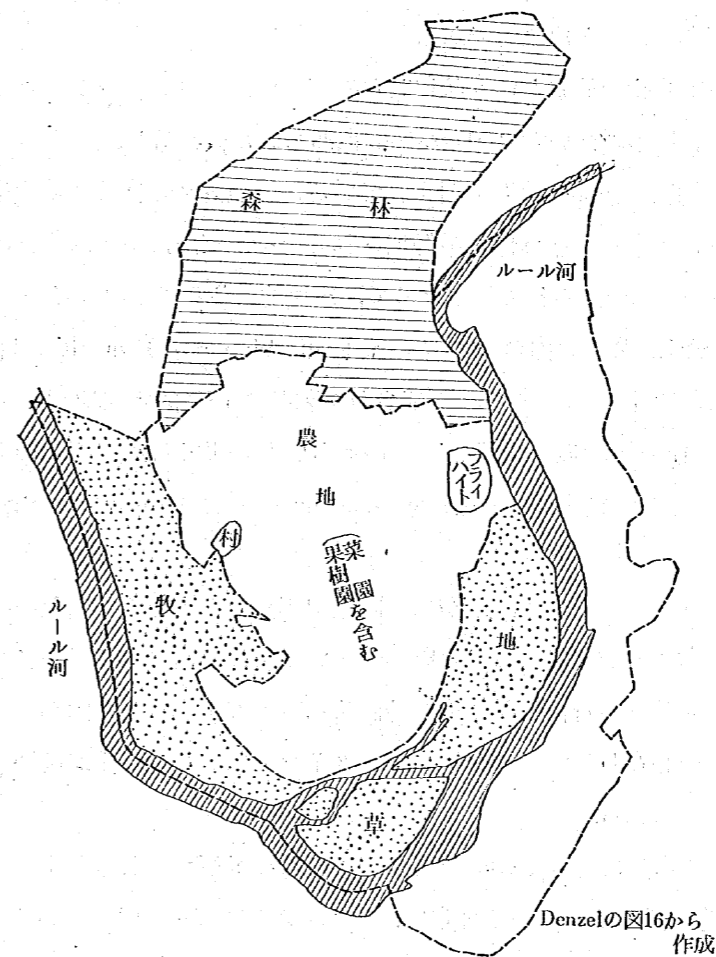
Blanckenstein also vere ind also wyde, als die alde vryheit van aldes gewesen hett, ind geven den burgeren, de nu in der vryheit synt off ummermeir tokomen moigen, alsodane gnade ind recht, als hienae in desen brieve gescreven stait. とある。^(注11)

さて、確かに、ヴェッタアの場合、最初に防壁内 binnen der muren という限定が出てくる。そして図 10 a, b から判るようにこの防壁はヴェッタア城と共通のものであるから、城壁と解せられ、フライハイトの成立した地所は外濠の部分ととらえられよう。そしてそこには、市民と城内家臣が共に生活しているのみならず、相互に告訴できたのであるから、ヴェッタアにおいては、或る程度フォン・ヴィンタアフェルトの主張が妥当するかに思える。^(注12) だがこれは城に直接に接した地点で防壁内部に市民的定住地が生じたヴェッタアの特殊な事情で、防壁内部 binnen der muren という表現ははっきりした地域限定であり、直ちにフライハイト内 in der vryheit と言い換えられておる

注(11) Alt-Blanckenstein, Urk. Anhang S. 22; Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 22, S. 32ff.

(12) R. Buschmann, a. a. O., S. 139, 143; Quellen u. Urk..., Nr. 22, S. 34, Nr. 23, S. 36.

図 10 b ヴェッタアの全城



のであるから厳密な意味での「城の中」という表現とは異なるといわねばならない。^(注13) さらに、防壁内のフライハイトの外側にある村とその所属地 Eigen (耕地, 牧草地, 森林) の内部においても、フライハイト同様の特権が認められていることは、アルテナと同じようにここでも複数の定住地域を確認しうるのである。^(注14) 文書中ではしばしばフライハイト内部 enbinnen der vryheit という表現と、enbinnen dem eigen 所属地内という表現が、同義語のように交替して使用されており、1355 年の

注(13) E. Denzel, a. a. O., S. 31ff., 248 (Karte 15); R. Buschmann, a. a. O., S. 24ff. 133ff. ブッシュマンによれば、本来のヴェッタア城は図 10a の右端上の 50m—60m の長さの小地域に限られ、この周りに非常に深い堀(内堀)があったという。これに対し、縦 220m, 横 120m の広さの地域が堀と防壁で囲まれ、そこに家臣の館と共に市民の住宅が建てられ本来の外濠から市場町へと推転が起ったのである。そうすると、ヴェッタアがすでに都市的特権を得て久しい 1355 年において「防壁内」binnen der muren といわれた時には、城内の意味よりは、フライハイトの防壁 Freiheitsmauer (R. Buschmann, a. a. O., S. 154) の内部という意味であると解釈の方が自然である。

(14) E. Denzel, ibid., S. 18, 28ff.; R. Buschmann, ibid., S. 152ff. デンツェルによれば、ヴェッタアの村は城よりも古くから存在し、騎士の館があって Am Schloß と呼ばれたという。また村とフライハイトは、都市的定住としてのヴェッタアの 2 つの極で、フライハイトの市参事は双方から平等に 1 人ずつ選出され、その自治体裁判と市民集会は村の方の教会の庭の菩提樹の木の下で行われたという。従って、ヴェッタアの場合には双方が平等の立場に立っていたと考えられる。

特権再確認当時のヴェッタアの自由は、狭義のフライハイのみか、ヴェッタア村を含むヴェッタア地区全体に及ぶものであったことは確実である。

このような地区全体への自由の拡張という特権賦与の形式は、ブランケンシュタインの場合に、もっと明瞭に読みとれる。円形の深い堀 Halsgraben に囲まれた城に対し、半月形の外砦があり、これがまた外郭の土手と堀割と内部の防壁で囲まれている。この外砦の部分に城内家臣やその家人達の住居があり、そこには本来の「城の自由」が保証されていた。だが、市民的定住はこの外砦の外側にあった山林地帯 Hagen につくられて行ったので、市民的定住を外のフライハイ *die äußere Freiheit*、外砦の内部の騎士定住地を内のフライハイ *die binnerste Freiheit* と区別している。^(注15) ところで、1355年の特許状を見ると、すでに形成された郭外の市民的定住地 *die äußere Freiheit* の外側にある山林地帯の Hagen を取り上げ、その内側という表現でしか、自由の及ぶべき範囲を規定していない。そこでは山林地帯の内側 *bynnen dem haegen* と *bynnen der vryheit* が同義で語られているのである。

こうしてみると、ヴェッタアの場合に、最初に「防壁内部」の自由と記されたのは、その市民的定住が城砦に隣接し、共通の防壁内部に成立をしたという特殊事情によるものであって、そこにおいてさえより広い地区全体への特権賦与こそが特許状起草者のより一層の関心の的であった。まして、こうした特殊事情の存在しないブランケンシュタインでは、特権の妥当範囲の外枠だけが明記されれば十分であったのである。

以上のような地域限定の原則にそって1359年アルテナの特権が解釈されるとすれば、「その内部では *darin bynnen* 今後自由である」という規定は、「アルテナに家々が建っている限り、つまり我等のアルテナ城の周辺四方」という前半の規定を受けた地域的限定として表現されたものと取るべきである。アルテナの場合、すでに旺盛となっていた3地区の住民活動があればこそ「アルテナ城の周辺四方」に自由を保証したのであるが、周辺四方という無限定的な言い廻しを、その前の「家々の建っている限り」につなげて、その範囲内という限定を課したと解釈されるのである。^(注16) そして、それでもなおあいまいな地域の限定を補うために、同じ1367年に裁判権妥当範囲をより具体的な地名で指示せざるをえなかったのであろう。

注(15) Alt-Blankenstein, S. 21f., 63ff., 216ff. 筆者ヴァイスによれば、ブランケンシュタインでは、家臣の館は1つの例外以外は全て外砦の内側に集中し、そこは城内自由地 *Burgfreiheit* に属していたが、市民の方はこの外部の森林地帯に植民開拓して定住地を造成して行ったという。ここでは、ヴェッタアよりも城とフライハイの二元的存在が明確である。そして、市民的定住の興隆に伴い、外砦も平和的性格を増し、17世紀城が破壊されるに及び、フライハイの一部となったのである。

(16) いずれの町でも *bynnen* なる言葉は、地域限定に使用されていることは、すでにみた通りであるが、さらに新しい例としてリュードンシャイトをあげておこう。この都市が同じエンゲルベルト三世から得た1364年1月21日の特許状に「その外部に住む者に都市の内部に住む者と同じ権利を与えるべきこと、但し……」*dat die dar buten woenen gelyk recht sollen hebben als die dar binnen dor stadt woenen, mit sodane onderscheit* また1406年の特権確認書には、「現にその中に住む者」*die nu dair bynnen* という表現があるし、1425年の特許確認書には *dair enbynnen, dair inne* という表現がいずれも地域限定として使用されている。

かくて「アルテナ城の周辺四方」で問題になるのは、アルテナ城の南側、レンネ右岸のフライハイ地区、さらにその北側、アルテナ城の西側、北側に位置し、レンネとネットの合流点を中心とするミュールンドルフ地区、さらにネットに沿いアルテナ城の東及び東南の側に細長く延びるネットの3地区で、周辺四方の表現は文字通りいきることとなる(図1及び2)。ところがフォン・ヴィンタアフェルトは、1367年当時フライハイの特権の与えられたのは、このうちフライハイだけだとし、先に検討した論拠以外にも次のような理由をあげるのである。

第1に、16世紀に起草されたと思われる「フライハイ・アルテナの自治規定」*Willküren der Freiheit Altena* の中には、市長並びに市参事会員選出についての諸規定がある。それによると、市参事会員はフライハイ地区から4人、ミュールンドルフ地区から2人、ネット地区からは1人を選ぶべきものとされておる。そこにはフライハイ地区の優越さが表現されており、それが1367年当時、特権がこの地区にのみ与えられたとみる根拠とされる。しかもネットの1人はその地区長であり、アルテナの市長選挙には何等の権限を持っていない。^(注17) ネット地区は独自の市民集会を持つ工業集落であり、16世紀の「自治規定」の起草の直前にフライハイ・アルテナに合流したのではないかと^(注18)いう。

第2には、1382年と1393年のアルテナに関する報道から、ミュールンドルフ地区をこの期間に後からフライハイに融合したとする。すなわち、マルク伯の迎賓館 *Engelen Hof* に関するもので、1382年に「アルテナ村に」*in dem dorpe zu Altena* 存在すると記述されていたものが、1393年には「我等のフライハイ アルテナに」*in unser vryheit toe Altena* あるとされていることから、これをミュールンドルフに関する記事として、以上の結論を導き出すのである。^(注19)

注(17) 16世紀に起草されたといわれる「フライハイ・アルテナの自治規定」*Willküren der Freiheit Altena* の規定。J. Lappe, a. a. O., Nr. 4, S. 278ff. ネット選出の市参事には、彼処における市民の首長 *dat houet der Borgere aldair* という注釈が付いている。これについてラッペは全ての市民はこの首長の助言に従うべしとされていたという。J. Lappe, a. a. O., S. 115. なお、市長、市参事会、裁判官の相談役(陪審)6人組 *Sesse* の委員の方は、フライハイとミュールンドルフの方が一括して5人であるのに対し、ネットの方は1人であった。

(18) L. v. Winterfeld, Wann ist die Freiheit Altena entstanden? S. 391. シュミットの報ずるところによると、ネット地区クルーゼン通りの「鐘楼」*der Dom* と呼ばれた建物(本来マリア聖堂)が地区の市民集会場であったという。F. Schmidt, Der Netter Dom, in: Der Märker, 6 Jg., 1957, Heft 3, S. 154.; J. Lappe, a. a. O., S. 115.

(19) Ibid., S. 382f. Anm. 4, S. 390ff. R. Krumbholz, Urkundenbuch Vollmerstein; 1917, S. 520 で公刊された報道によると、1382年、フォルマルシュタインの領主ディートリヒ及びその家臣と友人及びその家族がアルテナにマルク伯夫人その他を訪問した際に、夫人達は彼等を客として「アルテナ村内のエンゲレンの館」*to Engelen hus in dem dorpe to Altena* で歓待したという。Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena. Nr. 27, S. 42. にもこの記事は転載されている。なお、フォン・ヴィンタアフェルトは、1380年にも、この館にディートリヒが宿泊したという。

さて、Staatsarchiv Düsseldorf の Märkische Registerbücher, Bd. 1, fol. 11r に写しがあり、これをフォン・ヴィンタアフェルトがラッペとの論争の際に初めて引用した報道によると、(ラッペは、この文書の全部を Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 40, S. 52 f. に公刊している)。1393年、マルク伯ディートリヒは自分の館と中庭、庭園をハンス・デン・ジュライバア・ファン・ヘアシュデ夫妻に18年の期限で賃貸したという。この館は「我等のフライハイ・アルテナのビルゲリム・ファン・アルテナの館とエンゲレンの館の間に」*in unser vryheit too Altena tusschen Pilgerims van Altena hove und Engelen hove* 所在したという。なお、この館自身は先代のエンゲルベルト三世の時代にすでにゲルラハ・フォン・ホーフエレ *Gerlach van Hovele* に賃貸されていた。

ところで、第1の論点はアルテナにおける市民共同体の性格に関するものであるが、フォン・ヴィンタアフェルトはこの点でも1367年の特許状につき重大な読み違いをしている。すでに第1章であつておいた通り、アルテナの特許状には、二種類の市民が登場してくる。^(注20)

一方は、それまでにも伯爵家と特別の関係が深かったと思われる市民であり、他方は第1の型の市民と共に(彼等と共に *myd en*) フライハイト内に居住している者もしくは将来そうした形で受け入れられる者である。しかも後者は「市民もしくは住民」*burgere ind bure* とよばれ、第1のものと区別されているのである。

フォン・ヴィンタアフェルトは何故か「彼等と共に」*myd en* の字句を省くことにより、この区別を無視しても、1367年当時に(フライハイト地区住民の)単一の市民層しか問題にならぬとする。^(注21) だが、特許文書は明らかに、二重の市民層を対象としているのである。

まず、第1の種類の子民であるが、差し当り、これに当たると考えられるのはフライハイト地区の住民である。この地区が、領主の館を中心とした住民定住地域であったことは、すでにのべた通りである。これまでの地名学の研究成果によれば、ネッテ右岸の南端にある石橋 *Steinere Brücke* 寄りに伯爵家この館 *Pfalz* があり、これより南に庭園 *Hofgarten*、北に果樹園 *Baumgarten* (*Bungern*) があり、その北の隣接部分の市場 *Markt* を中心にフライハイト *Freiheit* とよばれる地区が発生した^(注22) という。そしてこのフライハイト地区の北端近くに、アルテナの教区教会(今日のルター派の教会)及び市庁舎 *Rathaus* が存在した^(注23) のである。

この地区の住民にこそ1367年以前に何等かの特権が与えられていた可能性は大きい。このことは、市参事会における優越した地位、修復義務のある橋(石橋)の位置(フライハイト地区の南端にある)からも推定しうる。またフライハイト地区の中でも領主の館と市場の間にフライハイトの地名が与えられたことも重要である。それは、フォン・ヴィンタアフェルトがヴェッタア及びブランケンシュタインについて指摘した城内の自由の拡充形態たる外砦内の自由 *die binnerste Freiheit, eine ganzte vryheit binnen der muren* が、アルテナにも存在したことを想わせるのである。^(注24) 但しいわ

注(20) 第1章115頁及び注(8)参照。

(21) L. v. Winterfeld, S. 389ff. なお *Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena*, Nr. 24, S. 38ff. でフレッペはアルテナ特許状の現代語訳を付加しているが、そこには *und ebenso alle diejenigen, die mit ihnen innerhalb der Freiheit wohnhaft sind*...とある。また、フォレンダアも、彼の *Bilder aus Altena*, S. 53 において中世ドイツ語と現代ドイツ語の対照訳を試みているが、そこにも *eben so alle diejenigen, welche mit ihnen innerhalb der Freiheit wohnness*...とあり、いずれも二重の市民層の存在を示唆する形として *myd en*=*mit ihnen* を訳している。

(22) 第1章123頁及び注(45)を参照。P. Rump, *Hausnummern und Straßennamen Altenas im vorigen Jahrhundert*, S. 151; F. Schmidt, *Alte Flurnamen*..., S. 23; 同じ著者, *Im Zeichen des Lilienhaspels*, in: *Süderland*, 12 Jg. 1934, S. 43; F. Schmidt, *Das Büchlein von der Burg Altena*, S. 12. シュミットは、城内家臣以外に塔番、見張り、門衛や僕婢を住民としてあげている。

(23) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 390; P. Rump, *ibid.*, S. 148f., Karte 1.

(24) *Alt-Blankenstein*, S. 21f. ブランケンシュタインの外砦内には城に仕える僕婢が住んでいたが、ヴェストファーレン城内家臣法に従い、この地域には亡命権(保護権)が認められ、フライハイト・ブランケンシュタインの興隆と共に、この地域は *die binnerste Freiheit* (内側の自由地)とよばれた。

ゆる外砦を持たぬアルテナの特殊事情から、それはフライハイトという地名にのみ投影されたのであろう。

さて、「市民もしくは住民」*burgere ind bure* という第2の種類の子民に移ろう。この規定から我々は、少なくともフライハイト地区以外の住民が特権賦与の対象となっていることを知る。「市民もしくは住民」という表現で問題となるのは、何といても「住民」*bure* であらう。フォアレンダアも、フレッペもこれを農民 *Bauer* と訳しているが、ヴェストファーレンでは或る程度の司法、行政面の自治権を持つ隣人団体を *Burschaft* といい、その構成員を *Bur* という。そして、司教都市においてさえ、このような隣人団体が市民共同体の中で相対的に独立した地位をえていることが知られているのである。^(注25) アルテナでこれに当るものを我々はネッテに見出す。すでに見たようにそこは16世紀に至るまでフライハイト全体に対し、独立した地位を保持していたのであるが、我々は特許状の *bure* なる表現から、ネッテが1367年当時に緩やかな形のままフライハイト・アルテナに融合したのではないかと考えたい。^(注26) そして、この地区の経済活動や定住の歴史を考慮に入ればこの推定は決して的はずれではないのである。

この地区こそ古くからの製鉄業中心地であり、また14世紀に進行しつつあった水力作業場(製錬及び伸線場)の局地的集中現象の点で、明らかに他の2地区をしのいでいたのである。さらにルムプは、地名の方からも、この地区が古くからの定住地であった^(注27) という。ネッテという名称がアルテナ

注(25) F. Philippi, a. a. O., S. 51ff.; H. Feldkamp, a. a. O., S. 304ff., 317; K. Kroeschell, a. a. O., 59ff., 83ff. クロエシエルは、ヴェストファーレンの都市的定住である *Weichbild* が特殊な賃租土地保有権に基づく統一的な地縁団体であるのに対し、*Burschaft* もしくは *Gilde* とよばれる団体は、同一領主に属する人格的な隣人団体であったという。そして有力な *Weichbild* 特に自生的な成長をとげたそれにおいて幾つかの *Burschaft* の連合体のような性格を示すとしても、基本的には *Weichbild* 化と共に、単一の地縁団体に変容してしまうのだと主張する。尤も、彼も例外を認め(S. 93ff.)、計画的建設都市ではヴェルネ、自生的都市ではミュンスタアとパーダアホルンの例をあげている。前者では、都市への編入後、居住地が分散したにも拘らず、統一の裁判団体として旧来の農地に関する裁決を行っており、後者においては、それぞれ1つの *Burschaft* が自立性を保持し、後に都市へ編入された。ところで、フィリップイは、オスナーブリュックの新町が1306年に本町と融合した後においても、独自の市長、市参事会(同時に市全体の参事会にも属する)、法令、裁判官を長期間にわたって保持し続けたことを指摘している。

さて、1293年にすでに小都市 *oppidum* として登場してくるイーブルクは1359年の特権確認以前すでに *Burschaft* として自治的な裁判及び行政の団体であったという。それは入会地の管理や不動産の売買、度量衡や食料取引の管理、それに建築や火災に関する警察的職能等の事柄を処理していたらしいが(いわゆる非訟—公的訴訟によらぬ—事件 *freiwillige Gerichtsbarkeit*)、司教(領主)やその家臣団の影響も強く、正式の記録を殆ど遺していない。また刑事事件や紛争の調停等の裁判権の存在は1359年以前は不明である。そして、1359年以降においても司教の側からの制限は強く、司教が上級裁判権を得た1453年以降125年間はこの自治裁判の記録は全く姿を消すことになる。(Feldkamp, *ibid.*, S. 345ff.)

(26) P. Rump, *Alter und Name Altenas*, S. 183. ルムプはアルテナ城の住人とネッテの住民の間には深い紐が存在したとし、クヴィンケ *Quinceke* の教示で「城はネッテと相隣(相互扶助)の関係をもつ」*Die Burg "nachbarte zur Nette hin"* という。

(27) P. Rump, *Alter und Name Altenas*, S. 182f. ルムプは W. Sturfels u. H. Bischof: *Unsere Ortsnamen*, 1961 等の地名学研究に依拠しつつ、aha という綴りが古高地ドイツ語で水、従って川の意味であることから、アルテナ *Altena* は古い小川の傍の定住を意味するとする(例 *Fulda* = *Fultaha*)。この古い小川は、古いネッテ *die alte Nette* という呼称が古くからあることやネッテの方がアルテナの語源になると考えられる以上、ネッテだとする。だからアルテナという名称の起源はネッテだというのである。彼の語源系図は次の2つである。

同様、古高地ドイツ語に由来すること、ミュールンドルフとの境界から600メートル弱の地点にラムプフェルト Lampfert という地名があるが、これは昔の境界防衛線 Landwehr であったこと、またこれより50メートル下流(つまり内側)に「垣の奥」Hinterm Zaun と称する地点があるが、これは上記防衛線の柵 Palisade の内側という意味であること、こうした諸事実から彼は当地区が(註28)城の建造と共に防衛設備で保護された集落で、他の2地区よりその起源が古いとしている。これよりやや内側の城寄りの地点に鐘楼 Dom が存在し、そこで地区市民集会が開かれ、地区長が選ばれていた(註29)のである。

さて、第2種の市民の表現の前半にある市民 burgere は一体何を指すのか？ イーブルクのフライハイイトにおいては、「市民または住民」borgher ofte bur と同格の形で表現されている(註30)。アルテナの場合も、これと同じ表現と看做すことは、勿論出来る。そしてこの解釈であれば、ミュールンドルフ地区の住民は、1367年当時、すでに狭義のフライハイイト地区と同じ特権を得ていたことになる。

だが、我々は目下の所これを裏付ける材料を持ち合わせていない。少なくとも確実なのは、1367年の特権はミュールンドルフ地区にも妥当するものであったことである。この地区には周知のように、レンネとネッテの合流点にあった伯爵家の水車(製粉場)を始め1308年までアルテナの代官であったルトゲル・フォン・アルテナ(註31)やライテ家の屋敷(註32)があり、さらにフライハイイト寄りのゾーゼンブルク、ミュッケンブルクにも騎士の屋敷があったといわれる。

1367年当時にこの地区にこれら城内家臣達以外にも住民が存在したであろうことは、教区教会 Pfarrkirche や市庁舎 Rathaus がミュールンドルフとの境界近くのフライハイイト地区に建てられていた(註33)ことから想像しうる。特に市庁舎が市場 Markt と離れた場所にあることは、ドイツ中世において異例のことといわねばならない。さらに、特許状の中に、城内家臣の権利を全て留保すると明記されたのも、元代官を始め騎士達の屋敷が多かったミュールンドルフ地区を意識してのことであろう(註34)。フォン・ヴィンタアフェルトは、1382年と1393年の記事の差異(アルテナ村→フライハイ

net→alt net→alte Nette→Nette 水 小川 aha→alte aha→Altana→Altena	nitaha	nita→alte nita→alto Nette→Nette aha→alte aha→Altana→Altena
---	--------	---

があったのだという。

注(28) Ibid., S. 183.; P. Rump, Die Nette: Ein Stadtteil von Altena, in: Der Märker, 12 Jg., 1963, Heft 5, S. 113ff; 同じ著者の Hausnummern u. Straßennamen..., S. 154ff. なおフォアレンダアは、アルテナ最古の住家(厚く堅い石壁の家)はフライハイイト (Auf der Wiese) と共にネッテ(いわゆる Krummbaum) にあったとしている。

(29) 本章注(18)参照。F. Schmidt, Der Netter Dom, in: Der Märker, 7. Jg., 1957, Heft 3, S. 154.

(30) F. Philippi, a. a. O., S. 88.

(31) K. Vorländer, a. a. O., S. 47 地名はアウフ・デム・リンシャイト Auf dem Linscheid で、ルトゲルの正式の姓名は、Rutger von Altena-Lünschede (Linscheid) といった。

(32) F. Schmidt, Das Büchlein von der Burg Altena, S. 12; P. Rump, a. a. O., S. 153; K. Vorländer, ibid., S. 47. フォアレンダアはこの他、アン・デア・ライエ An der Laie とよばれるミュールンドルフのアルテナ城下の懸崖にかかる地点にもライテ Lyte 家の館があったという。

(33) L. v. Winterfeld, a. a. O., S. 390.

ト・アルテナ(註35)から、この地区の融合を後にずらすのであるが、問題のエンゲレンの館は、マルク伯の館の隣に、すなわちフライハイイト地区の中心地に存在した(註36)のである。

かくて、1367年当時にミュールンドルフ地区がすでにフライハイイト・アルテナの一部として登場したことは、確実である。これが1367年に初めてフライハイイト地区に融合したのであれば、先の「市民もしくは住民」の burgere はこの地区の住民のことともとれるのである。この条項の末尾に「彼等(第1種の市民)が市民もしくは住民とみなすか、みなそうと欲する者」にも自由を保証することあることから考えると、アルテナの場合、イーブルクとは違って市民と住民という二種類の市民が、第2のグループに含められていた可能性もある。しかし、先のイーブルクの表現例や都市化に先行する自治権が地縁というよりも属人的な性格が強かったこと、さらにアルテナの場合、城内家臣がフライハイイト地区よりも当地区に居住していたこと、さらに世紀初頭から活発な宗教活動をした教区教会の位置が、フライハイイト地区と当地区の境界にあったこと、これらの諸事情を考え合わせると、ミュールンドルフ地区の住民も第一種の市民の中に数えられていた可能性の方が大ではないかと思う。

以上で考察した所を要約すれば、1367年にその自由を約束されたのは、フライハイイト地区のみならず、ミュールンドルフ地区、さらには工業集落ネッテもであり、特に工業集落ネッテのフライハイイト・アルテナへの包摂こそ、特権賦与の主要目的であったということになろう。第2章でみたような水力利用という技術史上の一大転換が、この時期に起りつつあったことを思えば、このような形で市場町が成立し、確認されていったことは自然の成行であったのである。

最後に、フライハイイト・アルテナの成立当時における都市的定住としての性格を、中世都市史全体の構図の中で位置づけてみよう。1660年に公刊されたC・ハーゼの「ヴェストファーレンの都市発生」は、この意味で貴重な総括的研究であるが、その中でハーゼはヴェストファーレン地方の都市発生を4段階に区分し、その第3段階の1)つまり中世後期から近世初頭の時代には、19世紀の近代

注(34) Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 24, S. 39. 「アルテナにおける我等の城内家臣と彼等の子孫が有する全ての権利を留保しつつ, utgesproken unser borchmanne tho Althena ind erre erven alle eres rechtes, dat sy hebbet.

(35) 本章147頁及び注(19)を参照せよ。

(36) なお、Quellen u. Urk. z. Geschichte d. Stadt Altena, Nr. 85, S. 82f. によれば、1412年に die snode wontsche (die schlechte Wohnstätte 不良住宅地) と呼ばれるマルク伯の館と土地がゲルヴィン・デン・ウィーゼン夫妻の手で拵当から23マルクで買戻されたが、この不動産はエンゲルベルト三世の時代にエンゲレン・オブ・デム・シュターデ Engelen op dem Stade に買入れられたとある。これから察するに、この家こそ、1382年にエンゲレンの館と呼ばれたものではないかと思われる。フォン・ヴィンタアフェルトは以上3作を同一の不動産に関するものと看做しているが、1393年の場合はエンゲレンの館の隣と明記しており、別の館で、この方がマルク伯自身の館であったように思われる。いずれにせよ、マルク伯の館はシュミット等の主張から、イン・デア・パルス In der Bals (in der Pfalz) に所在していたのであるから、エンゲレンの館もそこにあったことになろう。

(37) C. Haase, Die Entstehung d. Westfälischen Städte, 1. Aufl. 1960, 2. Aufl. 1964. ハーゼの主張及びこれをめぐる論争については、拙稿「西ドイツにおける都市発生の段階規定論争—C・ハーゼ『ヴェストファーレン諸都市の発生』をめぐって—」三田学会雑誌, 61巻6号, 10号, 62巻1号を参照。

彼の4段階を詳述すれば以下の通り。

工業都市の系譜につながる都市的定住が発生したという。歴史的には Freiheit 等の呼称がそれらの定住に与えられたのであるが、最近の研究史の上では中世都市と農村の中間的な存在として半都市 Minderstadt と名付けられてきた。ハーゼによれば、中世後期に興ったこの種の半都市は新しい工業集落として、それまでの古典的中世都市ともまた、古い型の半都市とも別区されるという。そして、アルテナはかかる半都市の嚆矢とされる^(註38)。

我々は、すでに、1367年の特権を1355年のヴェッタアやブランケンシュタインの特権と比較し、都市的定住としてのアルテナの「新しさ」に注目した。そして文書史料から産業考古学、地名学の最新成果までを利用することにより、その第一印象はより確実な判断に固められるに至った。アルテナ周辺に古くから展開していた鉄工業が、技術史上の飛躍から、アルテナを中心とした局地に新たな工業上の拠点を求めて立地上の重心移動を行ったこと、この結果、14世紀の前半にアルテナの住民活動が活発となり、レンネ右岸のフライハイ地区を中心にミュールンドルフ地区、工業集落のネットが包摂されて、新しい都市的定住が生まれたことが確認されたのである。鉄(針金)工業という住民の自発的な経済活動が原動力となったという意味において、都市的定住としてのアルテナはいわゆる「自生型」の市場町の性格を持っていたといえよう^(註40)。このため、古典的中世都市のような都市と農村の区別がアルテナではできず、以上にみたように城下町的なフライハイと工業集落ネットが緩やかな形で内包され、市民共同体としては不完全な、開放的体制が長く保持されたのである。市場中心地としてのフライハイを軸に、工業集落としてのネット、さらにはミュール

A. 1180年まで：徐々に都市の実質を備えて行くような都市の発生。

B. 1180年から1350年まで：

- 1) 1180～1240年：大中の建設都市の発生。
- 2) 1240～1290年：小または最小の建設都市の発生。
- 3) 1290～1350年：2)の継続と共に、Freiheit, Wigbold 等と呼ばれる都市的定住の発生、つまり半都市 Minderstadt の時代。

C. 1350年から1803年まで：

- 1) 1350年～1520年：古典的な都市概念が衰微し、半都市が多様な形で発生する。
- 2) 1520～1648年：都市発生期の休止期。
- 3) 1648～1803年：商工業の発達した村落及び半都市が政策上、間接税都市へと上昇した。

D. 1803年から1950年まで

- 1) 1803～1871年：苦干の新都市の発生。
- 2) 1871～1918年：ルール大工業地帯で村落から少数の大工業都市が発生。
- 3) 1918～1950年：長らく工業村落であったものが都市に昇格して新都市の数が増大する。

注(38) H. Stoob, Minderstädte... S. 23f.; C. Haase, Die Entstehung... S. 5, 9, 258. Minderstädte を半都市と訳すについて疑問を感じないわけではない。シュトープに忠実になれば、完全都市 Vollstadt に対する準都市といった方がよいかもしれない。しかし、シュトープ自身も第1論文 Kartographische Möglichkeit... S. 21ff., 41 の方では、都市への発展が妨げられた存在 ein Gehemmtsein in der Entwicklung としており、都市と農村の中間に在る、様々な都市的定住をとらえる流動的概念としている。また、第2論文のような割切り方では、都市と農村の中間的な存在を適切にとらえないことは、ハーゼの指摘する通りであるし、Minder を不完全ととれば「半端」のような意味で「半」と訳してよいと思う。なお、拙稿「ドイツにおける中世後期の農村都市研究動向」社会経済史学29巻2号所収を参照。

(39) C. Haase, a. a. O., S. 165.

(40) 拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」三田学会雑誌56巻3号、8号、10号。

ンラーメデ、ブラハテンベック等が局地的な経済圏を形成したところこそ、針金工業町アルテナの新しさがあるのだといえよう。だが、逆にそうした局地的市場圏の中心が城下町的な性格の濃いフライハイ地区であったことは、工業製品としての針金の遠隔地市場への依存性(これには軍需品の原料という製品自体からくる制限もある)とあいまって、アルテナその後の経済発展に一つの暗い影を投ずることになる。我々は、この点で、ハーゼのように直線的にアルテナを19世紀の工業都市と同一視することは出来ない^(註42)。

針金工業町アルテナは、その発生史からみる限り自生的な(農村市場という)面と意識的な(中世都市市場という)面を兼ね備えた都市的定住であり、その意味でこれを半(中世)都市と名付けることも許されるのである。

[追記：この論文を書き上げるに当り、ドイツ留学ならびにアルテナ訪問の機会を与えた Alexander von Humboldtstiftung 及び様々の文献史料の教示を賜ったアルテナ城公文書館長 Krins 博士に対し、感謝の意を表したい。]

(経済学部助教授)

注(41) Quellen u. Urk. z: Geschichte d. Stadt Altena Nr., 90, S. 85. 1414年にアルテナに週市開設権が与えられた折、ヴィプリングヴェルデ Wiblingwerde, ドレゼセル Dresel, ミュールンラーメデ Mühlenrahmede の3つの集落は以後アルテナの上級裁判管区に属することが命じられている。このうち、ヴィプリングヴェルデにはアルテナ寄りのブラハテンベック Brachtenbeck 河沿いの工業集落ブラハテンベックが属していたし、ミュールンラーメデはアルテナの南でレンネに合流するラーメデ Rahmede 河沿いの工業集落であった。

(42) これについては差し当り、F. Schmidt, Lüdenscheid-Altene-Iserlohn—Das Verhältnis der drei Drahtstädte untereinander bis zur Einführung der Gewerbefreiheit, Beiträge z. Geschichte und Heimatkunde des märkischen Süderlandes, Bd. 1, 1949; Peter Schöller, Die Bedeutung einer alten Territorialgrenze für die heutige Verflechtung des Bergisch-Märkischen Industriegebietes, in: Petermanns Geographische Mitteilungen, 1953, 3. Quartalsheft, SS. 187—192. を参照。なお、私は、上記拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」(1)、三田学会雑誌56巻3号において、中世後期から近世にかけての構造停滞型の西独市場構造を考察し、中世都市型と農村市場の化石型の中間に半中世都市型ともいべき中間形態の都市的定住が存在するとした。そこでは、いわゆる渓谷集落や(ブルクとの関係等で)農村の傍に様々の形で建設される小都市が念頭にあったのである。論文の主題が、農村市場及びその化石型にあった為、この中間型についてはそれ以上の究明は行わなかった。この中間型定住の定義にあたっては中世都市的側面だけが指摘されているうらみがある。少なくとも半中世都市の半の裏側の内容は提示されていなかった。今、針金工業町アルテナの発生史分析により、農村市場との親近性という形でそれが示されたといえよう。この表裏二重性の複雑な絡み合いの歴史こそ、エルベ以西のドイツ経済史を貫く赤糸の1つである。R. Gradmann, Die städtischen Siedlungen des Königreichs Württemberg, Forschungen zur deutschen Landes und Volkskunde, Bd. 21, 1914, S. 145ff.; Werner Spieß, Das Marktprivileg, S. 93ff.